

日中韓漁業関係史

片岡千賀之, 西田 明梨

History of Fisheries Relationship among Japan, Korea, and China

Chikashi KATAOKA and Akari NISHIDA

This paper follows the "History of Fisheries Relationship among Japan, Korea, and China" in the last number and traces the development of fisheries relationships in the North-East Asia since 1977 when a 200 miles zone was implemented up to the present.

In 1977 Japan and North-Korea had settled a 200 miles zone, however Japan kept the conventional fisheries agreements involving China and Korea with an advantage to the flag country.

Since the late 1990's Japan, Korea, and China had ratified the UNCLOS, and declared 200miles EEZ respectively. After rounds of serious negotiation the three countries came to conclusive agreement concerning fisheries based on EEZ institution each other. As a result, North-East Asia has been covered with EEZ.

Such new relationships concerning fisheries have been characterized as provisional and irregular as a result of the different parameters regarding sovereignty each country insists upon relating to land, resources, and interests involving fisheries.

This paper analyzes the process of forming new fisheries relationships at the point of negotiation and these relationships' characteristics. Further, we propose some methods for more maintaining rational sustainable fisheries in these areas.

Key Words: 漁業の国際関係 International fisheries relationship, 北東アジアの漁業秩序 fisheries regime in the North-East Asia, 漁業協定 fisheries agreement

はじめに

本稿は、本誌前号に掲載された片岡千賀之「日中韓漁業関係史」の続編で、200カイリ時代に入った1977年以降、現在までの日中韓、それに北朝鮮、台湾を含めた漁業関係史である。

漁業関係史の粗筋は、1977年に日本と北朝鮮が200カイリ体制をとって、近隣国との漁業関係を再構成していくが、日本の200カイリ体制はソ連の200カイリ体制に対抗したもので、韓国、中国には適用せず、既存の漁業協定による関係が継続した。1990年代後半になって、日中韓3カ国は国連海洋法条約を批准し、200カイリ経済水域を設定して、相互に漁業協定を結ぶようになった。21世紀に入って漁業協定が出そろい、変則的な内容をもっているが、北東アジアも全面的な海洋分割の時代を迎えた。変則的な内容とは、領土問題、分断国家の存在と冷戦体制、大陸棚や排他的経済水域の境界画定が困難なことから、漁業に限定した協定であり、境界画定ができない共同利用水域（名称、性格はいろいろ。共同管轄水域のこと）が設けられたことである。

本稿の方法論は、前稿と同じく、国際的な漁業秩序の形成過程をその基礎となる漁業勢力、漁業利害と関連づけて考察することである。つまり、漁業勢力の違いは新しい漁業秩序

に対する利害として現れ、漁業交渉や漁業協定に反映する。漁業勢力の強い方は、操業の自由や実績の確保を主張し、漁業勢力の弱い方は相手国の漁業を規制することによって自国の漁業・資源を守ろうとする。漁業勢力の強弱は、時代によって入れ替わり、そうすると各国の主張も変わるし、漁業勢力が日本と中国の間にある韓国は、二面的な外交を余儀なくされる。

漁業勢力だけでなく、浮魚か底魚かによって、あるいは資源の状況によって資源管理のあり方は異なるし、国によって自国水域の資源管理の方法も異なる。

本稿の最後に、歴史研究の延長として、北東アジアの新漁業秩序の課題についても触れる。現実の国家関係、新漁業秩序の特性、変則性を踏まえ、海域全面にわたる資源・漁業管理の観点から課題を提示する。

1. 日本、北朝鮮の200カイリ水域の設定

1) 日本の200カイリ漁業水域の設定¹⁾

1977年7月、日本は領海12カイリ²⁾、200カイリ漁業水域を設定した。第三次国連海洋法会議のカラカス会期（1974年）では100カ国以上が排他的経済水域（EEZ）を支持したが、日本はそれに反対し、国際的に孤立していた。遠洋漁業国と

して、「狭い領海, 広い公海」を主張してきた日本は, 海洋法に対する基本姿勢を変更したのである。日本の200カイリ体制への移行も戦略的であった。

日本が200カイリ漁業水域を設定した直接の理由は, ソ連漁船が日本近海に出漁していること, ソ連が1977年3月から200カイリ漁業水域制を実施して日本漁船を閉め出したので, それに対抗するためであった。すなわち, 12カイリ領海, 200カイリ漁業水域の設定, 中国, 韓国に接する海域(東経135度以西の日本海, 東シナ海)には漁業水域を設定しない, 韓国及び中国漁船には適用しないという基本方針を決め, 領海法, 漁業水域暫定措置法を短期間で成立させ, 同年7月から施行したのである。

ソ連とは領土問題を切り離して漁業協定を結び, 漁業水域内の相互入漁を行う, 相互入漁の漁獲割当量は等量主義を目指すことにした。等量主義は, 日本の漁業勢力が強かったので, 日本漁船への漁獲割当量を削減することを意味した。

西日本水域, 韓国・中国漁船を適用除外したのは, 領土問題の過熱を回避する(東経135度以西には竹島や尖閣列島がある)こと, 両国は200カイリ水域を設定していないこと, 両国との間には漁業協定があって, 漁業秩序が保たれているという判断からである。日本周辺に出漁する外国漁船はソ連と韓国漁船だけで, 韓国・中国漁船との対比でいうと, 日本漁船が圧倒的に強く, 既存の漁業秩序は日本に有利である。もし200カイリ漁業水域を全面適用すれば, 相手国も対抗措置をとることが予想され, 日本の漁業が全体として排除, 規制されることになるので, そうした事態を避けたのである。つまり, 日本は, 漁業の利益からすれば200カイリ体制に反対であるが, ソ連との対抗上200カイリ漁業水域を設定したのである。日本の遠洋漁業団体は言うに及ばず, 全国漁業協同組合連合会(以下, 全漁連という)もこうした政府の対応に賛同した。

日本が200カイリ水域を設定した当時の漁業利害を1975年で見ると³⁾, 日本の海面漁獲量9,573千トンのうち外国の200カイリ水域(全面的に設定された場合を想定)内での漁獲量は3,744千トン, 全体の39%に及ぶ。このうちアメリカ水域が1,410千トン, ソ連水域が1,396千トンと大きい。韓国水域は177千トン, 北朝鮮水域は64千トン, 中国水域は152千トンである。一方, 外国漁船による日本水域での操業は, ソ連が300~400千トン, 韓国が5~10千トン, 台湾が1千トン, 中国はなし, 北朝鮮は不明, と推定された。

同じく, 1976年の日本漁船の北朝鮮水域, 韓国水域, 中国水域での漁獲量の推計は⁴⁾, 北朝鮮水域は14千トン(以西底曳網が大部分で, 他に中型・小型イカ釣り), 韓国水域は138千トン(大中型まき網が大部分を占め, 次いで以西底曳網, 中型・小型イカ釣り), 中国水域は106千トン(以西底曳網が大部分を占め, 次いで大中型まき網)である。前年の推計値に比べると大幅に低下している。

漁業種類別にみると, 以西底曳網(112ヶ統)は, 全漁獲量118千トンのうち88%を中国, 韓国, 北朝鮮水域で漁獲し, 大中型まき網(日本遠洋旋網漁協の所属船と思われる。44ヶ統)は, 全漁獲量366千トンのうち41%を韓国, 中国水域で

漁獲した。この他, 中型・小型イカ釣りが韓国, 北朝鮮水域で約6千トンを漁獲した。

漁業の利害からいえば, 外国水域での漁獲の方が圧倒的に多いので200カイリ制度によって大きな損失を招くから, ソ連の設定に対抗して設定したが, 200カイリ規制をしない韓国, 中国に対しては適用しない(北朝鮮は200カイリEEZを設定したので適用するが, 北朝鮮からの入漁はない)ことで, 漁業の利益を守った。

一方, 中国, 韓国はなぜ200カイリ体制をとらなかったのか。中国は, 1973年の国連海洋法会議で, 発展途上国が推進している12カイリ領海, 200カイリEEZを支持しており, 1975年にまとまる日中漁業協定でもそれまでの民間協定の大幅改訂を主張していた。ただ, この時, 200カイリ制度は表に出さなかったし, 国交回復を優先して漁業協定をまとめた。翌1976年は, 周恩来首相と毛沢東主席の死去, 鄧小平副首相の失脚と四人組の逮捕(文化大革命の終止)という事件が相次ぎ, 日中平和友好条約の締結交渉も先延ばしされたほどである(1978年8月に締結)。また, 漁業協定が結ばれて日も浅く, 政治日程に上らなかったとみられる。

韓国は, 日本に対して200カイリ漁業水域の設定, 日韓漁業協定(1965年締結)の破棄ないし見直しを選択肢として持っていたが, 踏み切らなかった。選択肢として持っていたことは, 1974年1月に結ばれた日韓大陸棚協定について⁵⁾, 日本側の批准手続きが非常に遅れたことに対し, 早期に批准しなければ, 単独開発に乗り出すという警告のなかで, 200カイリ漁業水域の設定, 日韓漁業協定の廃棄ないし大幅改訂に言及したことに表れている。結局, 日韓大陸棚協定の日本側の批准はようやく1978年6月に行われ, この協定は発効した⁶⁾。

なぜ, 日韓漁業協定を見直し, 200カイリ漁業水域を設定しなかったのだろうか。それは, 日韓大陸棚協定の批准が難航しており, 領土問題の浮上が懸念されること, 200カイリを設定すれば, 中国との関係が出てくるのを避けるためであった。韓国は反共軍事政権で中国とも敵対していた。また, 遠洋漁業, 近海漁業(沖合漁業)が発展途上にあつて, 200カイリ規制を持ち出すことはかえって不利になる。遠洋漁業は, 200カイリ規制でソ連, アメリカ水域から閉め出され, 遠洋トロールは漁場を北海道沖に移しつつあつたし, 近海漁業では韓国周辺の日韓共同規制水域で韓国漁船の優位が強まっていた。中国との間では, 中国よりも漁業勢力が勝っていて, 現行の無協定状態が有利という判断が働いた。

2) 日朝漁業合意と北朝鮮の漁業関係

(1) 日朝漁業合意と失効⁷⁾

日本と北朝鮮は国交関係がないまま, 今日に至っている。1977年に北朝鮮が200カイリEEZを設定したので, 日本との間で民間漁業協定が結ばれた。民間漁業協定は中断を挟みながら1993年まで続いた。両者を仲介, あるいは参加したのは, 日本側は超党派の国会議員で構成する日朝友好促進議員連盟と日朝漁業協議会, 北朝鮮側は朝日友好促進協会と朝鮮東海水産協同組合連盟である。

北朝鮮は, 1977年7月に報道を通じて200カイリEEZの設

定を通告した。その内容は、8月から200カイリEEZを設定する、200カイリ幅を確保できない海域は中間線までとする、北朝鮮政府の事前の承認なく外国人が同水域で経済活動を行うことを禁止する、というものである(図1参照)。入漁を認める用意があるとの通告があったので、同水域を漁場としていた日本のイカ釣り、ズワイガニかご漁業などの関係漁業団体によって急遽、日朝漁業協議会が結成された。

同年9月には同協議会と朝鮮東海水産協同組合連盟との間で暫定漁業合意が成立した(10月発効)。北朝鮮日本海側の軍事警戒線(領海12カイリを含む50カイリ幅)以遠のEEZ内で200トン以下の漁船に限って入漁が認められた。北朝鮮の日本海側の「朝鮮暫定操業水域」は、軍事警戒線を底辺とした台形の形をしている。有効期間は翌年6月までの半年間。これによってイカ釣り、カニかご漁業などの操業が確保された。

その後、1978年7月から2年間の延長がなされた(第2次合意)。変更点は、北朝鮮漁船の日本200カイリ漁業水域(日本海側)内での操業を認めたことである。

1980年7月からさらに2年間の延長(第3次合意)が実現したが、新たに3つの条件が加わった。日本漁船の入漁手続きに関する規定、北朝鮮水域内の資源と日本漁船の漁獲実績についての情報提供、漁業における相互主義。

2年後の1982年6月には期間延長ができず、操業中断となった。理由は、北朝鮮が日本側が3つの条件を満たしていないと不満を示し、また、日本政府との関係が悪化したためである。

2年半の中断後、1984年11月(第4次合意)には再び出漁が可能になった。協定違反にからむトラブルなどの処理のために漁業共同委員会が設置された。しかし、それも長続きせず、1986年12月末には両国の関係悪化などで再び中断した。北朝鮮が日本側にスケトウダラの買い付けを5万トンから20

万トンに引き上げることを要求したことも一因である。

1980年代半ばまでの日本漁船の入漁状況をみると、イカ釣りが中心で、他にはベニズワイガニかごなどがある。漁獲量は、1977年の20千トンから増加して1980年には42千トンとなったが、以後、協定の中断や漁況に左右されて、15千トンを超えることはなかった。当初の入漁隻数は2,000隻を超えたが、1981年以降は1,000隻を下回った。

それから1年後の1987年12月(第5次合意)から入漁が再開された(期限は2年間)。従来の操業条件に次の2点が加わった。双方が入漁料を支払う。日本側の入漁料は、イカはトンあたり155ドル、流し網・延縄は北朝鮮の増殖事業のための資材供与をトンあたり230ドル相当。日本側が北朝鮮が獲ったスケトウダラ5万トンを入力(洋上買い付け)する。

1990年1月には協定を2年間延長した(第6次合意)。入漁条件はほぼ前年通りである。確認しておく、カニかごの入漁は3年連続認められなかった。イカは5~12月の期間、1,000隻以内で、漁獲割当量は日本側の申請通りとし、入漁料はトンあたり155ドルとする。科学技術・機械供与協力は、コンプ工場への供与とし、流し網と延縄の協力費とイカ釣り入漁料の一部を充てる。スケトウダラの洋上買い付けの実績は、1988年と1989年は21,000トンと14,600トンであったが、洋上買い付けの項目はこの回の合意書にはない。

北朝鮮側が日本水域に入漁する場合は入漁料を支払う。

第7次合意は1992年1月から2年間、延長されたが、引き続きカニかごの入漁は認められなかった。期限末に、日朝漁業協議会は延長を申し入れたが、北朝鮮側はその意思がなく、1994年1月から無協定となった。

北朝鮮側の日本水域での操業については情報は無いが、入漁実績はなかったであろう。そもそも民間協定で入漁許可を

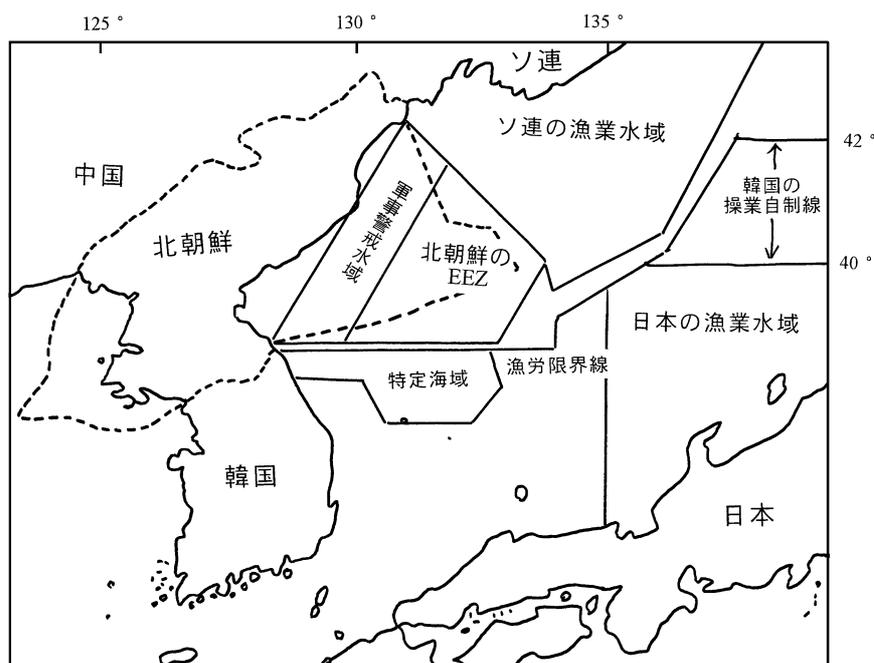


図1 北朝鮮と日本の200カイリ水域(1977年~)

資料: 李・崔「韓半島周辺水域の国際漁業関係と展望」11ページ

出せるものか疑問である。

これとは別に、ベニズワイガニ漁業者の一部が個別契約方式で1993年1月から最近まで細々ながら入漁してきたが、2006年9月、北朝鮮の核実験に対する経済制裁を目的に、水産庁は北朝鮮に入漁していたカニかご漁船3隻の許可を取り消した。

このように日朝の漁業合意は、国と国を結ぶ貴重な糸であったし、それゆえ国家関係を色濃く反映していた。国交回復前の中韓の漁業関係と似ている。また、日朝の漁業合意はもろい基盤の上に成り立っていた。国家関係に翻弄されるうえ、相互主義といっても民間協定なので日本側から提供できるものは限られ、また、日本側出漁者は漁業規模が小さく、とまりに欠けていた。

(2) 北朝鮮の漁業関係⁹⁾

北朝鮮の漁業実態についてもよくわからないが、1970年代が最盛期であったとみられる。漁業の中心はトロール漁業、主な漁獲物はスケトウダラで、ソ連との間では政府間漁業協定(1974年1月)を結んでいる。1977年に両国は200カイリ体制をとったので、新漁業協定を結び(7月)、北朝鮮はソ連水域で20万トンの漁獲割当量を得た。ちなみに、北朝鮮とロシアの境界画定は、協議が進められ、1986年1月に「EEZと大陸棚の境界に関する条約」を締結している。

1977~91年のソ連水域における北朝鮮への漁獲割当量は20万トンだが、その平均消化率は34%であった(魚種はスケトウダラがほとんど)。1992年のロシア水域における漁獲割当量は大きく低下して6万トンとなった。

1990年代になると、経済破局と燃油の確保難で沖合漁業も沈滞した。1980年代中頃には350万トンの漁獲量があったが、1995年は100万トンにまで低落したといわれる。2002年の北朝鮮のロシア水域での漁獲割当量は2万トンにまで低下している。北朝鮮が漁獲割当量を消化できなかったことも理由である。

中国との関係は、1977年に北朝鮮が200カイリEEZを設定した時(黄海側は中間線)、新漁業協定を結ぶべく会談がもたれたが、双方の立場が大きくかけ離れ、合意に達せず、無協定状態となった。それ以外では、中国の省政府と北朝鮮・平安北道が漁業協定を結んだり、2001年に中国・遼寧省と北朝鮮の民族経済協力連合会との間で漁業協定が結ばれた。2004年9月の「東海共同漁業協約」では、5年間にわたり、北朝鮮EEZ(日本海側)への中国漁船の入漁が約されている。底曳網漁船でスルメイカ、サンマ、マダラ、ホッケを対象とする。中国が中日、中韓漁業協定で漁場が縮小したことに対応したものである。

1994年に国連海洋法条約が発効し、各国政府は海洋法問題で協議を進めたが、北朝鮮は中国に海の境界線問題について非公式会談を申し入れ、1997年、2000年に会談が開かれたが、境界画定と漁業問題を並行して協議することを確認しただけで、止まっている。

北朝鮮と韓国は、海上においても境界線を引いて、対峙している。韓国は1964年6月に軍事境界線にあわせて北方漁業限界線を設定し、1967年12月にその南側(韓国側)一帯を特

定海域として、出漁船の統制を行い、北朝鮮による漁船拉致の防止に努めた。1970年代になると、日本海の「大和堆」周辺でイカ漁場が発見されて、韓国漁船も出漁するようになった。1977年に日本、ソ連が200カイリ体制をとっても「大和堆」出漁の制約にはならなかったが、北朝鮮による拿捕の危険性もあって、北緯40度を操業自粛線とした(1990年10月に北緯42度に移行して、漁場を拡大した)。北方漁業限界線、操業自粛線は情勢の推移によって変化した。

一方、韓国と北朝鮮は、韓国漁船による北朝鮮水域への入漁や紛争防止で動くこともあった。2000年2月、韓国の全国漁民総連合会と北朝鮮の民族経済協力連合会が、韓国漁船が北朝鮮水域(日本海側)に入漁することで合意した。ただし、韓国側は政府の許可を得た協議ではなく、また協議した団体も一部地域の団体なので、1年間で中止されたようである。韓国側は日韓新漁業協定の成立で日本水域への出漁が困難になって、北朝鮮へ要請していた。

2002年の漁業協定で、韓国漁船が北朝鮮水域(日本海側)に入漁することが認められ、また、黄海に両国の「共同漁業水域」を設けることで合意した。この水域は同年6月に衝突事件があった水域(韓国の巡視艇1隻が沈没)で、対立防止のためである。北朝鮮と韓国は敵対関係のもとで、漁業協定が時折持たれているが、政治情勢・思惑に翻弄されている。

2. 200カイリ時代の日韓漁業協定と自主規制

1) 韓国の漁業勢力の伸張⁹⁾

1986年あたりから日本は200カイリ漁業規制の全面適用を主張するようになった。日韓の漁業勢力が逆転して、200カイリ規制の全面適用が有利になってきたのである。

韓国の遠洋漁業は1970年代前半に発達したが、1970年代後半には世界的な200カイリ体制によって制約されるようになった。1980年代前半には沖合漁業(韓国では近海漁業と呼ぶ、動力漁船8トン以上)が発達する。例えば、10~100トンの近海漁船は1970年の5,200隻が1980年の6,600隻に増加するものの、その後は頭打ちになっている。近海漁業の漁獲量は、1970年代前半は30万トン台であったが、後半には40万トン台、1980年代前半は60万トン台へと増加し、1986年の83万トンをピークに減少に転じている。

主な近海漁業の漁船隻数と漁獲量の推移をみると、大型トロールは新規の能率漁法として1970年代に急増し、1990年代になっても唯一隻数を増やしている(漁獲量は1990年がピーク)。大型まき網は1990年まで隻数、漁獲量を増やしたが、その後は両方とも減少している。その他の大型・中型機船底曳網、近海あんこう網の隻数、漁獲量は少なくとも1980年までにピークを過ぎている。

韓国は1977年に領海法を制定して12カイリ領海としたが、200カイリ体制をとらなかった。1982年に水産資源保護法を改正して、主な近海漁業について漁業種類別に許可定数を定め、漁船隻数を制限するようになった。韓国周辺水域でMSY(最大持続生産量)の実現を目標として減船事業と漁業許可の新規発行停止を行うというもので、外国200カイリ水域から閉

め出された漁船が沿近海に回帰するのを防止する意図もあった。減船事業は、1990年に農漁村発展特別措置法を改正して減船補償財源を確保し、1994年から沿近海漁船を対象に始めている。

2) 日韓漁業協議と自主規制¹⁰⁾

1977年以降、韓国の遠洋トロール漁船（1,000～2,000トン級）がソ連の200カイリ漁業水域から閉め出され（韓国とソ連は1990年に国交を回復し、翌91年に漁業協定が結ばれた。同年末のソ連崩壊後、対外関係はロシアに引き継がれた）、北海道周辺の操業を強めた。その結果、北海道周辺で漁具被害が頻発し、資源の減少を招いた。

この問題について、1979年から韓国側の自主規制が始まったが、日本側はそれでは不十分として、1980年の政府間協議でも取り上げられ、日本側は日本の底曳網規制措置を遵守するように要請した。韓国側は公海上なのでその義務はないが、遠洋トロール（北海道トロールともいう）の操業を自制する代わりに済州島周辺の日本漁船の自制を求めて、合意した。

合意内容は、韓国の遠洋トロール漁船を半減する（1,000トン以下の漁船17隻に）、北海道周辺に操業禁止水域を設ける、日本側も共同規制水域のうち済州島周辺を特定規制区域（図2参照）とし、以西底曳網漁船は操業期間を3ヶ月とし、隻数を半減（入漁隻数は106隻、同時最高入漁隻数は66隻に）することになった。つまり、日本では、200カイリ全面適用を求める北海道とその報復を受ける西日本の漁業が対立する形となった。

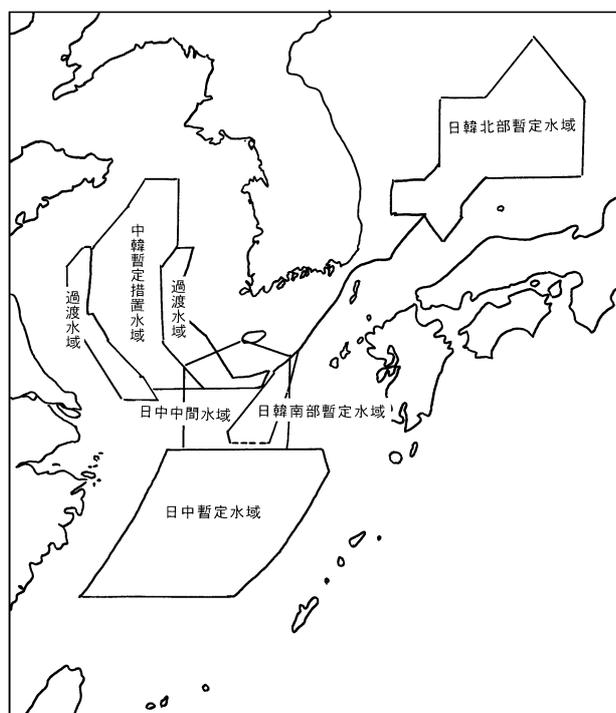


図2 日中韓の200カイリ体制（2001年）

資料：日本水産庁

注：日韓南部暫定措置水域の範囲は韓国の地図と異なる。中韓の現行操業維持水域は省略した。

この自主規制措置によって、北海道沖の遠洋トロールの漁獲量は最盛期の14万トンの半分程度に、特定規制水域の以西底曳網の漁獲量は1万トンが半減すると見込まれた。以西底曳網にとって、済州島周辺はイカ類、カレイ類の好漁場である。韓国側はキグチの保護と小型漁船の安全操業の確保を名目にして、以西底曳網に対する規制を強めた。日本はこのため現有503隻のうち同水域への依存度がある60隻を減船した。この第1次自主規制の期間は1980年11月から3年間である。

第2次自主規制は1983年11月から3年間、北海道沖、済州島沖操業の自主規制を強化することで合意した。遠洋トロールを17隻から14隻へ、特定規制水域の以西底曳網を106隻から88隻へ、同時最高出漁隻数を66隻から54隻へ縮小することにした。

その期限を迎える1986年の協議において、日本側は、ソ連水域から入漁枠が減らされ減船事業に取り組んでいること、韓国の遠洋トロールによる漁具の被害や違反操業が頻発していることから隻数の削減と規制の強化、韓国のイカ釣りやアナゴかごが西日本水域に進出しているが、日本の国内措置を守る義務がなく、また違反操業が多いことから操業の秩序化を求めた。それに対し、韓国側は、遠洋トロールの大幅な削減はその崩壊につながり、段階的な削減でなければ受け入れられない。また、旗国主義は日本の要求でとられた措置であり、その変更は国民感情として容認できない、とした。期限内に合意せず、現行措置を1年間延長した。これには規制強化を求めてきた北海道漁業者、全漁連も落胆した。

1987年の協議で、日本側は日韓漁業協定の枠組みを改訂し、沿岸国による取締りを提案した。1983年の段階では、全漁連は200カイリ規制の全面適用が必要であるとしつつも、当面は暫定措置で対処することに同調していた。韓国周辺に出漁する西日本の漁業団体は200カイリ全面適用に反対であった。1986年になると、全漁連は200カイリ全面適用に運動方針を切り替えたが、西日本の漁業団体（以西底曳網の団体である日本遠洋底曳網漁業協会など）はそれに反対するなど国内の漁業団体はまとまっていなかった。日本政府も直ちに実施するのは困難であり、現体制が有利とみていた。

この時点で、日本側は漁業協定を改定し、問題のある水域（40～50カイリ）に漁業資源管理水域を設定し、相手国の漁船隻数を制限するとともに取締りは沿岸国が行うことを提案した。200カイリ制の全面適用が困難ななかでの過渡的な措置としてである。これを韓国側は拒絶した。漁業協定は国交回復とパッケージであり、協定締結当時の経過や国民感情からして受け入れられない、として現行の枠組みでの解決を主張した。韓国側には、日韓の漁業勢力が逆転し、日本の漁業が劣勢になったからといってルールを変えようと言うのは勝手すぎるという意識があった。

漁業協定の枠組みの見直しはせず、規制および取締りの大幅な強化で対応することになった。何とか合意に達したのは、日本、韓国ともに外国水域に出漁する沖合漁業や沿岸漁業と外国漁船の操業で圧迫を受ける沿岸漁業との利害対立が表面化したことがあげられる。同じ出漁者でも韓国の沿岸漁業者はトロール漁船のために日韓漁業関係が悪化して自分たちに

規制が及ぶのを警戒するようになった。

第3次自主規制は、1988年から1991年までの4年間でスタートした。韓国側は、

北海道周辺に設定されているオッターロール禁止ライン内で操業する遠洋トロール14隻を段階的に撤退する。遠洋トロールはオッターロール禁止ラインから閉め出されたが、その外側で操業を続けたり、一部はイカ流し網やサンマ棒受網に転換して太平洋岸に出漁するようになった。

西日本水域(対馬周辺や山陰沖)では韓国の底曳網、イカ釣り、アナゴかごなどは1980年代に増加し、違反操業や日本漁船とのトラブル、資源の減少が問題になった。日韓漁業協定では、国際措置の相互遵守を謳っているが、日本側の適用水域が限られている、協定後にできた措置は韓国漁船には適用できない、規制のない漁業(日本にはない漁業)がある点で抜け道があった。協定後にできた操業禁止水域などの国内規制を遵守することになった。

共同規制水域で行っていた連携巡視、オブザーバー乗船を西日本水域でも実施するなど取締りを強化する。こうした共同取締りは、日韓漁業協定の締結の際には韓国側が主張した項目(日本側は共同取締りは旗国主義を損なうとして反対し、取締り権のない連携巡視やオブザーバー乗船となった)であって、まったく攻守とことを変えている。

日本側に対しては、済州島周辺(特定規制水域)で操業する以西底曳網漁船88隻を44隻にする。同時最高出漁隻数54隻を28隻に削減する。同海域に隣接する255海区でまき網の操業を禁止する。共同規制水域での以西底曳網、沖合底曳網、イカ釣り、沿岸漁船に対する規制を強化する。

第4次自主規制のための協議が1991年に開かれ、日本は再び、国際的に200カイリ体制が定着したことから日韓漁業協定の改定を主張したが、韓国側は現行の枠組みで対応が可能であるとし、そもそも日韓の地理的歴史的特殊性(協定は日本側の

押しつけ)を考慮すべきで、国際情勢の変化は理由にならない、漁業協定の見直しは日韓基本条約にも影響するとしてこれを退けた。その結果、第4次自主規制は取締りを強化することで、1992年3月~1994年末の2年9ヶ月、実施されることになった。

1994年の協議では、両国は漁業実態と新たな国際海洋法秩序を勘案し、将来の望ましい新漁業秩序形成に努力することを確認した。そして、第5次の自主規制(1995年から)では、1996年までに遠洋トロールは14隻から11隻に削減する。特定規制水域の以西底曳網は44隻から35隻へ、同時最高出漁隻数は28隻から22隻へ削減するとした。

この間、1994年11月に国連海洋法条約が発効し、全漁連などは、国連海洋法条約の早期批准と200カイリ全面適用を政府に迫るようになった。西日本の韓国、中国近海に出漁する漁業団体もそれに賛同するようになって、業界の利害、立場が共通するようになった。

韓国は、200カイリ体制が世界の趨勢となっても、日本に対しては日韓の特殊な関係を楯に、日韓漁業協定の枠組みの見直しを拒否し続けた。一方、中国に対しては、中国漁船が韓国近海に殺到するようになって、漁業協定の締結を急ぐようになった。対日本と、対中国では200カイリ体制への対応を変えている。

1996年に韓国と日本が国連海洋法条約を批准したことから、同年5月から新たな漁業協定の締結に向け交渉が開始された。

3. 国連海洋法条約の批准と新漁業秩序の形成

1) 漁業勢力の逆転と国連海洋法条約の批准

(1) 国別漁業勢力の逆転¹⁾

図3は、1970~95年の東シナ海・黄海における国別底魚漁獲量の推移を示したものである(中国と韓国は沿岸と沖合、

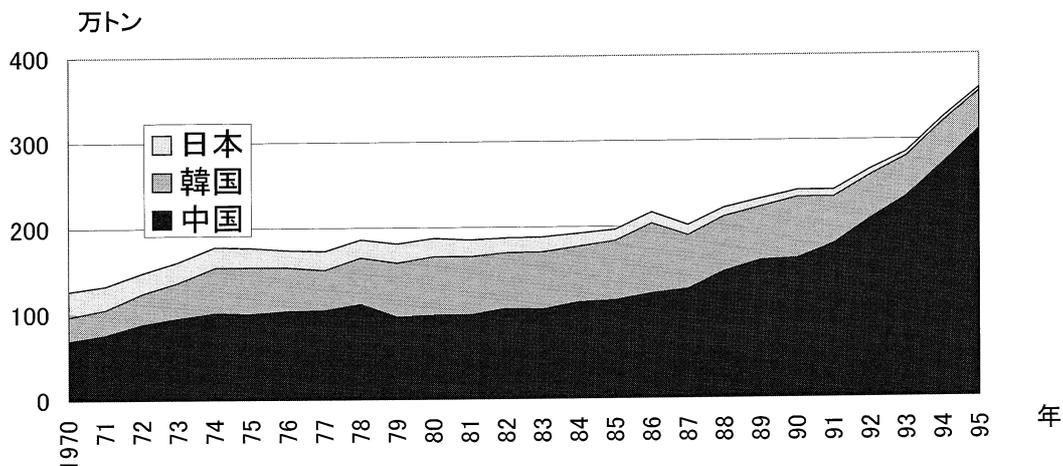


図3 東シナ海・黄海における国別底魚漁獲量の推移

資料: 西海区水産研究所

注1 中国: FAO統計から推定した底曳網の漁獲量

注2 韓国: 沿近海漁業種別漁獲量から東海岸及び浮魚類を除く

注3 日本: 以西底曳網と沖合底曳網の対馬以西の合計

日本は沖合での漁獲)。全体量は25年間で3倍に増加、とくに1990年代に著しく増加した。国別で見ると、1970年代の増加は韓国が牽引したが、1980年代、1990年代の増加は独り中国に負っている。

全体に占める中国の割合は、1970年代の5割余から以後急伸し、1995年には86%を占めるまでになった。明らかに沿岸での漁獲だけでなく、沖合への進出によって達成されたものである。韓国は、1970年代に漁獲量を伸ばしたが、1980年代は横ばいとなり、1990年代は反転して下降し、全体に占める割合も1割強となった。日本は、1970年当時は30万トンの漁獲があって、東シナ海・黄海の沖合漁業では優勢であったが、その後、急落して1995年には4万トンとなり、沖合漁業でも完全に競争力を失った。つまり、底魚漁業（うちでも沖合漁業）の中心勢力は日本から韓国へ、韓国から中国へ移行して、漁業勢力の序列が完全に逆転したのである。

浮魚漁業については時系列資料は得られないが、1989年では合計が92万トンで、中国20%、韓国44%、日本36%となっている。底魚漁業と違い、韓国、日本が優位を保っている。浮魚漁業は底魚漁業と違って、資源変動による影響が強く、必ずしもゼロサム競争にはならないのである。

国別に漁業勢力の変化を、東シナ海・黄海の沖合漁業に焦点を絞ってみていこう。

日本

1985年の東シナ海・黄海で操業する日本漁船の勢力は、以西底曳網が435隻で127千トン、大中型まき網が78ヶ統で375千トン、沿岸漁船（アマダイ延縄、フグ延縄、その他一本釣り、曳縄など）が1,017隻、約10千トンであった。

1991年は、底魚は8万トン、浮魚は35万トンである。日中漁業協定に規定される以西底曳網は94隻、大中型まき網は67ヶ統であった。その他、協定に規定されないアマダイ延縄が236隻、フグ延縄が48隻、その他釣りが103隻、曳縄が66隻であった。1985年と比べると、わずかに数年間で漁業勢力の衰退、とりわけ以西底曳網の衰退が著しい。大中型まき網も減少はしたが、漁業勢力を保った。

韓国

韓国の動力漁船は、1980年に5万隻を超え、その後も増え続けて1992年には8万隻を超えたが、その後は減船事業もあって7万隻に落ちている。漁船トン数も同じ軌跡をたどったが、馬力数は1980年代で倍増し、1990年代でもさらに倍増して、許可の定数制や減船事業のなかで、漁獲量や生産性の保持が図られた。

東シナ海・黄海における大型まき網と近海底魚漁業の推移（1980～95年）をみると、大型まき網の漁獲量は23万トンから一時倍増したが、1995年には元に戻った。近海底魚漁業は、漁船数は1,770隻から1,390隻へ減少したが、漁獲量は44万トンから51万トンに増え、その後、大幅に低下して1995年には37万トンになった。主要業種で見ると、大型機船底曳網は隻数、漁獲量とも横ばい、大型トロールはともに増加傾向、近海あんこう網はともに減少と、漁具特性と効率性によって三

者三様である。資源の減少と中国漁船の圧迫にどのように対応したかによって分かれる。

中国

中国の漁業は、統計の制約上、東シナ海に限定してみている（1985～95年）。総漁獲量（沿岸と沖合）は168万トンから482万トンへと2.9倍の急伸びである。これを浮魚と底魚に分けると、浮魚は36万トンから238万トンへ、底魚は132万トンから244万トンへと増え、浮魚の漁獲量が飛躍して、底魚漁獲量と肩を並べるまでになった（1990年代後半には再び底魚漁獲量が急伸して両者の差が拡大する）。「近海」（中日漁業協定の600馬力規制線の内側、沿岸漁業に相当する）と「外海」（600馬力規制線の外側、沖合漁業に相当する）に分けると、「近海」の漁獲量は146万トンから226万トンへの増加なのに対し、「外海」は22万トンから255万トンへと飛躍している。「外海」とは、東シナ海では東経125度以東であり、日本や韓国近海への進出を物語る水域である。漁法は、曳網と定置網が主力で、まき網、刺網、釣りの比重は小さく、かつその漁獲量は停滞的である。したがって、曳網は浮魚も漁獲するし、漁場拡大の先兵となった。

漁業勢力の変化は、漁業紛争、違反操業の件数に現れている。日本近海への韓国漁船の進出過程をみると、1970年代初めに西日本水域に進出し始め、1980年代は出漁船が多数となり、違反操業や操業トラブル、資源減少の問題を引き起こした。西日本水域における韓国漁船の視認状況（1988～92年、延べ数）は、5,500～9,100隻であり、同期間の違反件数は毎年、1,000～2,100隻に及んだ。

西日本水域に出漁する代表は、大型トロール、大型機船底曳網、アナゴかごである。大型トロール（100～200トン級）は九州北西部でウマズラハギを対象に、大型機船底曳網（70～100トン級）は九州北部や山陰沖でヒラメ・カレイ類などを対象にした。アナゴかごは、九州北西部、山陰沖、北陸沖と広範囲に出漁した。民間合意による操業ルールの違反、日本の自主規制措置の無視が横行した。

中国漁船の西日本水域への進出は、1970年代末に対馬周辺へ底曳網やまき網が出漁したことから始まるが、その数は急増して、ピークに達した1990年の視認状況は底曳網が4,154ヶ統、まき網が398ヶ統に及んだ。緊急避難港として4港が指定されている（厳原港、博多港、玉之浦港、山川港。このうち漁場に近い厳原港がほとんど）が、その隻数は1980年は122隻であったが、1980年代後半には1,000隻を超え、ピークの1990年には2,000隻を超えた。もっとも、その後はウマズラハギの減少と燃油などの漁業用資材の高騰で出漁範囲が縮小したために減少する。なお、底曳網漁船は日本から自動イカ釣り機を導入して、日本海や太平洋でイカ釣りで出漁するようになった。

中国漁船が韓国近海に出漁するようになったのは、1980年代後半からで、毎年、領海侵犯、漁業資源保護水域・特定水域「侵犯」が1,000件を超えるようになった。とくに、1990年代に大幅に増加し、1995年はそのピークで、領海侵犯は400件を超え、漁業資源保護水域・特定水域「侵犯」は700

件に近い。1990年代に増加したのは、魚種の交替（ウマズラハギの減少）で日本近海から転進したためである。漁業資源保護水域とは旧李承晩ラインのこと、特定水域は北朝鮮との隣接区域で国内規制が設けられている。韓国と中国は漁業協定を結んでいないので、侵犯にあたらないが、中国漁船の韓国近海への進出を物語っている。それによって、漁業のトラブルの多発、資源の減少が大きな問題になっている。以上は東シナ海に限定しているが、黄海を加えて考えると、黄海は海域が狭いので競合が激しく、漁業問題は重要な国際問題となったことを浮き彫りにする。

その後、領海侵犯、漁業資源保護水域・特定水域「侵犯」件数は大幅に減少したが、日本近海の中国漁船問題よりも深刻である。

(2) 200カイリ体制に対する各国の漁業利害¹²⁾

日中韓3カ国は1996年に国連海洋法条約を批准し、200カイリEEZを設定したが、それによって各国の漁業がどのような影響を受けるであろうか。それを示したのが、表1に掲げる2つの推計である。

1つは筆者・片岡による1995年頃の漁獲量推計で、EEZを中間線で引いた場合を想定（暫定措置水域などが設定されるとは予想していなかった）している。

中国は、東シナ海だけで、「外海」の漁獲量が250万トン、外国水域での漁獲割合を4～5割（尖閣列島の所属いかんで変わる）とすると、韓国・日本水域で100～130万トンの漁獲をあげている。浮魚と底魚の割合は半分づつである。黄海を

表1 日中韓3カ国のEEZ内漁獲量の推計（1995年）

		漁獲量計	中国水域	韓国水域	日本水域
資料 単位： 万トン	中国 浮魚	約 125	65 ~ 75	50 ~ 65	
	底魚	約 125	65 ~ 75	50 ~ 65	
	韓国 浮魚	23	0	17	6
	底魚	40	12	25	3
	日本 浮魚	32	3 ~ 8	5	19 ~ 24
	底魚	4	1	0	3
資料 単位： 千トン	中国	3,160	2,860	300	-
	韓国	1,521	68	1,205	248
	日本	2,815	200	149	2,466

注1：資料 は片岡千賀之「東シナ海・黄海における漁業の国際的再編と200カイリ規制」『漁業経済研究 第42巻第2号』（1997年10月）77ページ、資料 はイ・ヨンイル「韓中日3国間の両者漁業協定と東シナ海漁業秩序」『国際法動向と実務 第2巻第3号』（2003年7月）4ページ。

注2：資料 の推定では、中間線を想定した。尖閣列島をどちらにも含めるようにした。中国は東シナ海「外海」の漁獲量のうち、4～5割を外国水域での漁獲量とした。浮魚と底魚は全体の漁獲比率で按分した。韓国と日本の水域別漁獲量は業界の推定値などを参考にした。資料 の算定根拠は不明。

含めれば100～130万トンが直接の影響を受けるといえるのはあながち過大とはいえないであろう。

韓国は、浮魚（大型まき網）の漁獲量23万トンのうち日本水域で6万トンを漁獲しているが、中国水域ではほとんど漁獲していない。底魚（近海底曳網類と近海あんこう網）は40万トンの漁獲で、うち中国水域で12万トン、日本水域で3万トンを漁獲している。これに日本海での影響を加えなければならないが、日本と中国、あるいは海域、漁業種類によって影響の仕方が異なる。

日本は、浮魚（大中型まき網）の漁獲量は32万トンで、うち3～8万トン（尖閣列島の所属いかんによる）が中国水域、5万トンが韓国水域で漁獲される。底魚（以西底曳網）の漁獲量は4万トンで、うち1万トンが中国水域での漁獲である。この他、日本海では外国水域への出漁が少ない。漁業勢力が小さいだけに200カイリ体制による打撃は、最も小さい。

もう1つは、韓国海洋水産部の推計で、算定根拠が不明だが、韓国は日本・中国水域で316千トンを漁獲し、日本・中国漁船が韓国水域で449千トンを漁獲したので、総体としては旧体制の継続は不利であること、日本に対しては旧体制が、中国に対しては200カイリ体制が有利としている。数値は違うが、200カイリ体制による各国の利害関係を推計した結論は同一である。

(3) 国連海洋法条約の批准と200カイリ水域設定¹³⁾

1980年代後半に、日本と韓国との漁業勢力が逆転すると、日本は200カイリ全面適用を求める業界の声を背景に、漁業協定の枠組みの見直しを主張するようになった。それを拒絶した韓国も、1990年代に入ると中国漁船が韓国近海に進出し、トラブルの頻発、資源の悪化によって、漁業秩序の見直しは不可避となった。韓国と中国は1992年8月に国交を回復し、漁業秩序に向けた協議が始まった。

1994年11月に国連海洋法条約が発効し、1996年に中国、韓国、日本が相次いでそれを批准し、5月に中国、7月に日本、9月に韓国が200カイリEEZを設定（あるいは宣言）した。

日本は同時（1996年7月）に、「領海及び接続水域法」、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使などに関する法律」を制定した。

中国は、1992年2月に「領海及び接続水域法」を制定しており、1998年6月に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定した。

韓国は、1995年12月に「領海法」を改定して「領海及び接続水域法」を制定した¹⁴⁾。この時に、「排他的経済水域法」、「排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律」を制定している。

この後、漁業協定・秩序の見直しは200カイリ体制を前提としたものになった。こうして日中韓の間で、領土や大陸棚問題を棚上げして、漁業協定を結ぶ。国連海洋法条約では、EEZや大陸棚の境界画定については衡平な解決を達成するために国際法に基づいて合意により行うとして、明確な基準を

示していない。漁業協定では、EEZの設定と相互入漁、EEZと大陸棚の境界画定ができない水域は旗国主義に基づく共同利用水域(名称と性格はさまざま)とした。

漁業協定は2国間協定で、日中韓3カ国が面する東シナ海・黄海においては、各国のEEZと2国間の共同利用水域に分割され、しかも相互の水域が重複するといった複雑な様相を呈している。

台湾の漁業問題に触れた後、漁業協定ごとに締結の経緯と内容を見ていく。

2) 台湾の漁業と中国との関係¹⁵⁾

台湾(中華民国)は、世界的潮流に合わせて、1979年10月に領海12カイリ、EEZ200カイリを宣言したが、周辺国と国交もなく、宣言だけで施行されなかった。

時代が降って、1998年1月に「領海及び接続水域法」、「排他的経済水域及び大陸棚法」を公布し、領海12カイリ、EEZ200カイリを改めて宣言した。主な内容は、領海基線は直線基線を原則とする、領海基線、領海、EEZ、大陸棚の範囲は行政院が定めて公示する、EEZや大陸棚が周辺国の主張と重複する場合は、国際法に基づき、衡平の原則に則って協議して画定する、協議が整わない場合は過渡的措置をとることができる、というものである。台湾がこの時期に両法を公布したのは、周辺国の動き、とくに中国の海洋秩序の動きに対応したものである。

そして、台湾は翌1999年2月に領海基線、領海、接続水域の範囲を公示した。公示されたのは、台湾本島とその附属諸島、東沙・中沙・西沙・南沙群島、尖閣列島(釣魚台)である。中国大陸、金門島、馬祖島は対象外だし、EEZや大陸棚の範囲は示されていない。

一方、中国は1992年の「領海及び接続水域法」で、領海基線は直線基線とする、領土は中国大陸とその沿海島嶼、台湾と尖閣列島を含む附属諸島、澎湖列島、東沙・中沙・西沙・南沙群島としている。そして、1996年に国連海洋法条約を批准した時、領海12カイリ、EEZ200カイリを言明するとともに、中国大陸(金門島・馬祖島を含む)、西沙群島の領海基線を発表した。これには、台湾や尖閣列島などの領海基線については触れていないし、領海の範囲も示していない。1998年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を公布した時、周辺国の主張と重複する場合、前述と同じ方法で協議するとしている。その具体的な範囲については、公示されていない。

さて、1997年11月に日中間で新漁業協定が結ばれたが、東シナ海ではEEZの境界画定ができず、北緯27度~30度40分の区域を暫定措置水域(共同利用水域)とした。また、尖閣列島を含む北緯27度以南については従来通りとした。台湾周辺は200カイリ体制の対象外として、領土問題、「台湾問題」を回避したのである。この協定で、暫定措置水域で台湾漁船が操業した場合、どちらの国が取り締まるのか(取り締まらないのか)については触れていない。また、実際にどのように対応しているのかも不明である。

東シナ海で操業する台湾漁船がどの位あって、日中新漁業協定によってどのような影響を受けるのか。台湾の新聞報道

によると、暫定措置水域で底曳網漁船が500隻余操業しており、50億元以上の漁獲をあげるとしている。東シナ海・黄海における底曳網漁船の漁獲高の推移(1970~94年)をみると、2万トン弱~5万トン強である。漁獲量の大部分は東シナ海南部(北緯26度~31度)で漁獲され、一部は東シナ海北部と黄海で漁獲される。北緯27度以北での操業が影響を受けることになる。

一方、まき網漁業は、世界が200カイリ体制に突入した時点で、船団式8ヶ統を日本から導入した。1997年には8万トンの漁獲をあげて、底曳網漁業と並ぶ重要な近海(沖合)漁業となった。ただ、その主漁場は尖閣列島周辺、北緯27度以南であって、日中の新漁業協定によって直接の影響は受けにくい。

反対に、台湾周辺での「外国漁船」の取締りは、周辺国とEEZの境界画定をしていないので、領海12カイリが対象となる。台湾周辺には回遊性魚種が集まるので、日本漁船も出漁する(とくにカツオ漁船)。領海侵犯は追い払うことが多いが、拿捕することもある。中国の底曳網漁船の領海侵犯が増えている。

1990年代に入ると、中国と台湾との接触は頻繁となり、漁業関係にも及ぶようになった。だが、双方、漁業協定はなく、台湾の漁業法は東シナ海の操業にかかわる詳細はないし、国交を断絶しているため日本や韓国との漁業協定もない(民間協定も)。台湾漁船と中国の漁業法規や日中の漁業協定との関係は不明確である。ただ、1989年以来、漁業紛争が多発するようになって、双方が組織を作って、紛争解決や調整にあたるようになった。

日本との関係をみると¹⁶⁾、2001年、台湾は韓国、北朝鮮とともにロシアから北方四島周辺のサンマ漁の許可を得た。日本政府は「台湾政府」との交流窓口を通して、操業停止を求めたが、台湾側は民間の事業であって、規制できないとした。

続いて、2005年7月に台湾と日本は「重複するEEZ」において、漁業紛争が頻発していることについて、話し合うことになった。日本の警備艇が尖閣列島周辺から台湾漁船を追い払ったことを契機としている。日本側は日中の新漁業協定を前提としているのに対し、台湾側は九州沿岸沖まで台湾の伝統的漁業水域と主張し、紛争水域を「共同操業区」とすることを希望した、といわれる。

3) 日韓漁業協議と新漁業協定

(1) 日韓漁業協議¹⁷⁾

日本は1996年6月に国連海洋法条約を批准し、7月には200カイリの適用が除外されていた東経135度以西の日本海・東シナ海を含む全面に200カイリEEZを設定した。これにより、韓国や中国との漁業協定の見直しが必要になった。韓国も同年9月に200カイリEEZを設定した。

日韓漁業交渉は1996年5月に始まったが、なかなか合意に至らなかった。韓国側は、旧協定の存続を主張したが、一方では海洋法条約に基づく漁業秩序の形成が必要であり、とくに中国との漁業協定を視野に入れると、沿岸国主義が必要であるとも考えていた。

当初の1年間、韓国は竹島問題の決着を漁業交渉の前提とした。日本が絶対に受け入れられない領土問題を持ち出すことで、漁業協定の改定を引き延ばす作戦をとった。韓国の漁業が優勢なので、交渉には時間をかけるのが得策という判断もあった。しかし、1997年8月、韓国は竹島問題を棚上げして漁業問題を協議するという日本側に歩み寄った。韓国が漁業協議に応じるようになったのは、日本側の強硬姿勢（交渉は1年以内に決着し、決着できなければ現協定を破棄すべしという与党3党から政府への申し入れなど）、日中新漁業協定が妥結の見通しになったこと、があげられる。中国も当初は領土問題を持ち出したが、日中国交回復25周年を意識して領土問題を棚上げすることに同意しており、1997年秋には基本合意の可能性があった。

それで、1997年末に双方がEEZを設定し、相互入漁をすること、竹島周辺に暫定措置水域を設定することで合意したが、その範囲をめぐる対立した。相互入漁についても、韓国は5年間の実績保証を要求し、日本側は資源の状態によって決定するとして対立した。

交渉の停滞に業を煮やした日本の漁業団体は、終了通告を政府に迫るようになった。与党3党は政府に終了通告の実行を申し入れた。交渉開始から約1年半にわたり、首脳会談を含めて30回以上に及ぶ協議が行われたにもかかわらず、合意しなかったため、日本政府は1998年1月23日、終了を通告した。漁業協定は終了通告から1年後に失効する。

日本側の終了通告を受けて、韓国側は1980年以降行ってきた自主規制措置を中断して対抗した。しかし、金大中大統領訪日前に新協定締結に目処をつけたいとする意向から、交渉は1998年4月に再開され、7月に自主規制も再開された。そして、9月には基本合意が成立し、11月に署名された。

その内容は、日本海の暫定措置水域¹⁸⁾の範囲は、東限を東経135度30分とする。暫定措置水域の資源管理については、漁業共同委員会が漁業種類別の最高隻数を含む適正管理を協議する。相互入漁では、韓国への漁獲割当量は、スケトウダラは2年目から、ズワイガニは3年目からゼロとする。3年目で双方の漁獲割当量を等量とする、などであった。

この基本合意に対し、全漁連などの漁業団体は、暫定措置水域を広くとり、「大和堆」を含めたことに対して絶対反対を表明し、暫定措置水域内の資源保護・漁業秩序維持を強く求めた。

韓国では批准する段階で、野党のハンナラ党が竹島の領有権をあいまいにしたことを理由に反対した。韓国側は基本合意による操業規制で約225億ウォン（スケトウダラとズワイガニ）の被害を被ると推計した。韓国漁業者も漁獲の規制になることから基本合意には反対であったが、新聞は実利追求が奏功したとして「半分以上の成功」と評価した。

新漁業協定が1999年1月に発効するまで、改定交渉は3年弱に及んだ。交渉が長引いた理由は、EEZの境界画定について日本は等距離中間線を主張し、韓国は、中国と同じく、海洋法条約の規定に基づき「衡平の原則に従い、かつ全ての関連事項を考慮に入れる」ことを主張したからである。基線の引き方、竹島問題もからむため、EEZの境界画定が困難な水

域については暫定措置水域を設けることにした。

暫定措置水域の性格も日本は共同取締りを、韓国は旗国主義を主張して、結局、旗国主義となった。これについても1965年に漁業協定を結んだ際の両国の立場、主張が完全に入れ替わっている。

暫定措置水域の範囲は、日本は狭く、韓国は広くを主張したが、優良漁場である「大和堆」を日本のEEZにするか、暫定措置水域に含めるかが焦点となり、結果的に「大和堆」の約4割と竹島周辺を北部暫定措置水域とした。

対馬海峡のところは、日韓大陸棚協定（1974年）で設定した北部大陸棚境界線を暫定漁業線（中間線）とし、東シナ海については、韓国が無人島の男女群島（鳥島）を基点とすることに反対したので、そこにも南部暫定措置水域が設けられた。

1998年11月に署名が行われたことで、旧協定の失効による無協定状態は回避された。その後、年内の発効を目処に最終協議が行われ、12月に日本の国会で、翌年1月に韓国の国会で承認されたが、入漁条件の交渉が難航したため、発効は1月22日まで延びた。ただし、この時点でも入漁条件が決まらなかったことから、双方の入漁は一時中断された。

協議が整わなかった最大の理由は、ズワイガニを対象とする底刺網とかご漁業の入漁は資源の乱獲になるとして全廃を主張する日本側とそれらは重要漁業であるとして継続を求める韓国側が対立したことにある。基本合意の通り、ズワイガニについては2年間に限り、漁獲実績の半分を認めるが、その後の漁獲割当量はゼロにすることが決まった。全漁連は日本側の主張が通ったとして今回は「大いに評価」した。こうして1999年2月22日、新漁業協定下における相互入漁が開始された。

韓国は従来に比べ7万トンの漁獲減（初年度）になることから、減船や廃業などの補償のために467億ウォン（46.7億円）の予算計上を行った。日本は従来通りの漁獲が認められたが、新秩序でも被害を受ける漁業の経営安定と漁業振興のため、日韓新協定対策漁業振興財団が発足し、250億円の基金を造成、運用することになった。

日韓漁業協定の発効に対し、中国は東シナ海における中国の主権を侵している、中国はこの協定の制約を受けない、3カ国で境界を決めるべきだと抗議声明を出した。

先送りされていた日韓のEEZの境界画定についての交渉は1996年から2000年まで4回行われたが、両者の意見が対立して進展せず、中断していたが、2006年に竹島周辺の海洋調査をめぐる対立したこともあって再開された¹⁹⁾。

(2) 新漁業協定の内容と両国の反応²⁰⁾

新漁業協定は旧協定と同様、2国間協定であり、2国間のみ拘束力を持ち、第三国へは及ばない。このことより、2国間の暫定措置水域内で操業する第三国の漁船に対してはどちらが、どのように規律するのが明確でなかったり、日中韓のEEZや共同利用水域が重複して、管轄権の所在が曖昧な水域があるといった問題を抱えている。この点で日韓新漁業協定の合意議事録には、中国を含めた東シナ海の円滑な漁

業秩序の維持に向けた協力が謳われている。すなわち、韓国は日中の漁業関係を損なわないように協力する、日本は日中の関係水域で韓国漁船が操業できるように中国に働きかける、円滑な操業維持のために日韓漁業共同委員会の他、中国との間で設けられるであろう漁業共同委員会で協議する、としている。多国間の漁業調整を提示している。

また、協定はEEZや大陸棚の境界画定、領有権問題とは切り離し、漁業に関してのみ規定する取決めとされた。

新漁業協定は両国のEEZが対象水域である。ただし、日本海においては竹島の領有権問題で境界画定ができない水域を北部暫定措置水域とし、東シナ海においては両国の主張する境界線が異なるため南部暫定措置水域が設けられた。

北部暫定措置水域の範囲は、西限はEEZを広くとろうとする日本側は沿岸からの距離80カイリを主張し、旗国主義に基づく水域（暫定措置水域）を広くとろうとする韓国側は24カイリを主張したが、35カイリで妥結した。一方、東限については好漁場である「大和堆」を少しでも多く暫定措置水域内に含めたい韓国側は東経136度を主張し、自国のEEZとしたい日本側は東経135度（200カイリ漁業水域の西限線であった）を主張して対立が続いた。結局は両者の中間をとって東経135度30分が東限となり、「大和堆」は約4割が含まれることになった。「大和堆」は、日本海のほぼ中央に位置し、イカ釣りによるスルメイカ、かごによるベニズイガニ、沖合底曳網によるホッコクアカエビの漁獲が多い好漁場である。

南部暫定措置水域は、日本は男女群島を基点とする中間線を主張したが、韓国は無人島である男女群島を基点とすることに反対したため、両者の主張が重なる水域を暫定措置水域とした。同水域の南限は日本側は日中暫定措置水域の北限である北緯30度40分としているのに対し、韓国側は自国の200カイリまでの北緯29度53分としている²¹⁾。つまり、日本側と韓国側の理解が異なっていて、日本側は日中の暫定措置水域と重複しないとしているが、韓国側は日中の暫定措置水域と重複するとしている。

漁業の管理・取締りは、EEZ内では沿岸国主義、暫定措置水域では旗国主義が適用される。暫定措置水域では相手国漁船に自国の法令を適用する権利も、共同規制や自国法令に基づいて取り締まる権限もない。相手国漁船が共同規制に違反した場合、その事実を相手国に通報することしかない。

漁業共同委員会の役割はEEZへの入漁条件を決定する他、暫定措置水域での資源保存措置の協議を行い、「決定」あるいは各国政府に「勧告」することである。北部暫定措置水域では「勧告」であるのに対し、南部暫定措置水域では「決定」である。このような差は、前者の水域には領有権問題がからむため、それに関する政府の立場を拘束しないためである。

新漁業協定の締結に対する両国の反応は、

韓国側が最も関心を示したのは竹島の領有権問題で、漁業については国際海洋法秩序に対する理解が不十分なまま漁業被害が強調され、しかもその相手が日本だということで感情的となった。漁業被害は、釜山、慶尚南道、慶尚北道、江原道であったので、嶺南地区を基盤とする野党の政治攻勢と結びついたりした。漁業界は補償問題に関心が集中した。

日本側は、当初、韓国漁船を完全に閉め出すことを期待していたため、広域な共同利用水域の設定や相互入漁という妥結は衝撃を与えた。マスメディアは、竹島の領有権問題、国際海洋法秩序、政府の対策、管轄水域内の資源管理を冷静な姿勢で報道した。

(3) 相互入漁と資源管理

EEZへの入漁条件では、操業水域、操業期間、使用漁具や業種別漁獲割当量が決められる。2005年からは業種別漁獲割当量に加えて、魚種別漁獲割当量制度が導入された。国内の魚種別資源管理と歩調を合わせるためである。

協定前の操業実績は、日本EEZ内では韓国漁船は約1,600隻、その漁獲量は約22万トン、反対に韓国のEEZ内では日本漁船は約1,600隻、その漁獲量は9万トンで、韓国漁船の方がはるかに優勢であった。漁獲割当てについて、初年度は格差を1.5倍にした。また、日本のTAC対象魚であるスケトウダラ、ズワイガニの漁獲割当ては1、2年で全廃とした。

漁獲割当量は、その後、日本漁船への割当量に合わせて韓国漁船へのそれが削減され、協定締結4年目の2002年に等量が成立している。その後、資源量の減少や消化率の低さから漁獲割当量は縮小均衡を辿っている。2007年には6万トンにすることで合意されている。

当初の入漁船の漁業種類（漁獲割当量1,000トン以上の漁業）は、日本漁船は大中小型まき網、以西底曳網、イカ釣り、延縄、カツオ一本釣り、韓国漁船はまき網、サンマ棒受網、イカ釣り、北海道トロール、大型の底曳網・トロール、中型の底曳網、延縄である。

表2で相互入漁の進行状況をみていこう。

韓国漁船の日本水域への入漁

出漁隻数率は1999年の1,724隻から2005年の1,086隻に減少した。出漁隻数率は自国政府から許可を受けた隻数とは違わず、実際に入漁した隻数とも違う。漁獲割当量は1999年の148千トンから2005年の67千トンに半以下に削減された。2002年から隻数、漁獲割当量ともに日本側と等量になった。いずれの年もまき網への割当量が全体の約半分を占め、残りを他の多数の漁業種類が分けあっている。割当てが廃止された業種は、北海道トロール、かご（アナゴ、パイガイ、その他）、刺網で、割当てが大幅に削減された業種は大型の底曳網・トロール、サンマ棒受網、イカ釣りである。

北海道トロールは、北海道周辺水域でスケトウダラを主対象としてきたが、資源状況の悪化、日本の沿岸漁業者の保護のために初年のみ割り当てられ、2年目から全廃となった。かご漁業は日本漁船との漁場競合、漁具の遺失による漁場環境の悪化、資源の枯渇を理由に、ズワイガニを主対象とする刺網は資源の減少、日本漁船との紛争を理由に全廃となった。

大幅削減されたものに大型の底曳網・トロール、日本のTAC魚種を対象とするサンマ棒受網、イカ釣りがある。総じて日本EEZでの韓国漁船への割当ては、底魚、TAC魚種（スケトウダラ、ズワイガニ、サンマ、スルメイカ）を漁獲する漁業（まき網魚種を除く）及び日本漁船との競合業種

表2 日韓の漁獲割当てと漁獲実績

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
日本水域	隻数枠 隻	1,724	1,664	1,464	1,395	1,232	1,098	1,086
	許可隻数 隻	1,484	1,551	1,391	1,363	1,097	1,040	1,015
	%	86	93	95	98	89	94	93
	漁獲割当量 トン	148,218	125,197	99,773	89,773	80,000	70,000	67,000
	漁獲実績 トン	27,734	31,523	23,807	28,879	28,105	20,554	20,306
	%	19	25	24	32	35	29	30
韓国水域	隻数枠 隻	1,601	1,601	1,459	1,395	1,232	1,098	1,086
	許可隻数 隻		1,262	1,066	1,154	928	791	681
	%		79	73	83	75	72	63
	漁獲割当量 トン	93,773	93,773	93,773	89,773	80,000	70,000	67,000
	漁獲実績 トン	22,126	7,316	16,194	19,669	13,158	25,080	9,640
	%	24	8	17	22	16	36	14

資料: 「長崎県水産白書」

注: 韓国海洋水産部の発表数値と一部異なるが, そのままとした。

を中心に削減されている。サンマ棒受網については、2001年に韓国がロシアから北方四島周辺での許可を得て操業したことで、領有権を侵されたとして日本が抗議し、三陸沖でのサンマの漁獲割当てを取り消すという外交問題に発展した。翌年から韓国は北方四島への出漁を断念したことで旧に復した。

割当てに対する漁獲実績はいずれも低く、全体で20～35%である。消化率の低さの一因は、入漁条件が漁業実態とかけ離れた厳しい条件が課されたことにある。当然、日本にはない漁法、日本より許可条件が緩い漁法に対する規制はそれだけ厳しかった。日本水域から閉め出された漁船は、日本からの規制がない暫定措置水域での操業を強めた。

日本漁船の韓国水域への入漁

出漁隻数枠は1999年の1,601隻が2005年の1,086隻に減少した。漁獲割当量は1999年の94千トンから2005年の67千トンへと漸減した。業種別割当量は、いずれの年も大中型まき網への割当てが全体の約80%を占め、残りの20%を他の多くの漁業種類が分けあっている。

漁獲割当量が全廃になった業種は、韓国のTAC魚種となったベニズワイガニを主対象とするベニズワイガニかごである。その他、アナゴかご、ごち網、ふぐたもすくい、シイラ漬け漁業などは入漁希望がなかったことから全廃となった。割当量が大幅に削減された漁業は、漁獲実績が低い刺網、イカ釣り、延縄、一本釣り、それに以西底曳網と沖合底曳網である。大中型まき網への割当量も削減されている。

割当量に対する実績は、全体は8～36%で、業種別には大中型まき網と以西底曳網が比較的高い。その他の業種は非常に少ない。

主要業種について、当該水域における生産量を協定締結前(1994～96年の平均)と締結後を比較してみると、以西底曳網は7千トンから1千トンに、大中型まき網は76千トンから12千トンに、イカ釣りは4千トンからほぼゼロになっている。

暫定措置水域における漁業管理

暫定措置水域での漁業管理措置は漁業共同委員会で協議され、それに基づいて船籍国が自国の漁船を取り締まることになっている。協定交渉で、日本側は操業隻数の段階的削減、禁止漁法・漁具・漁期の設定、共同監視・取締りを提示したが、合意されなかった。新協定で業種別最高操業隻数の設定を含む資源管理を行うことになったが、実際には、自国の操業規制を守るとともに操業秩序について民間協議を支持するというに留まり、共同の資源管理措置はとられていない。漁業勢力が優勢な韓国側は、共同管理に抵抗しているのである。とくに北部暫定措置水域では、領土問題を重視する韓国は、共同管理そのものに背を向けている。

民間協議による操業秩序維持については、日本側は大日本水産会と全漁連が、韓国側は韓国水産業協同組合中央会が代表となり、2003年5月に民間協定を締結した。規制が実行されているのはズワイガニのみである。それも、規制が守られていないとして日本側が抗議している。

4) 新日中漁業協定

(1) 新漁業協定までの経過²³⁾

中国の漁業は遅れて発達し、日本の沖合・沿岸漁業への影響も遅かったため、両者の軋轢は韓国の場合よりも遅く現れた。中国の漁業発達は、1978年の改革開放政策によって始まり、1985年の水産物流通の自由化で加速した。1992年には鄧小平の「南巡講話」で開発が再び刺激された。漁船数の増加、漁船の動力化と大型化で沖合への漁場拡大が起こって、漁業生産量が飛躍的に伸張した。そして、日本や韓国近海に出漁するようになった。1990年代に入ると、日本や韓国の沿岸漁業とのトラブルが多発するようになる。中国漁船の勢力拡大に押されて、競争力の弱い日本漁船は撤退と漁場縮小を重ねていく。

日中漁業共同委員会では、毎年、漁業協定の運用状況、資源評価、協定の改定を協議しているが、協定の改定経過については前稿で述べたので、ここでは、中国漁船による漁業ト

ラブル, 資源評価, 漁業協定の枠組みの見直しについてみよう。

中国漁船による漁業トラブル

中国漁船が西日本水域に進出したのは1979年頃で, 底曳網漁船とまき網漁船が対馬周辺で操業した。その数は年々増加して, 1990年にピークに達した。その後, ウマズラハギの漁獲減少などで隻数も減少した(韓国近海へ移動した)。

中国漁船の日本の港への緊急入域も増加した。これも前述の通りで, ピークの1990年には2,000隻を超えた。しかし, その後は減少している。緊急入域の増加によって, 沿岸漁業の漁具被害, 排水やゴミ投棄による漁場汚染などが問題になった。中国の底曳網は日本の沖合底曳網漁業禁止区域に入った。さらにウマズラハギが減少したことから代替りの漁業として日本から自動イカ釣り機を導入して, 日本海, 太平洋でイカ釣りをするようになった。

中国漁船によるトラブルが漁業共同委員会で問題になったのは, 1991年の会合である(それ以前は日本漁船によるトラブル, 違反操業が問題になっていた)。日本側から, 日本が設定している底曳網漁業禁止区域での操業の自粛, 日本の領海および特定海域(国際海峡の対馬西水道と東水道)への侵犯防止, 漁具の被害防止, を要請している。それに対し, 中国側は後二者については関係者への指導を強化すると答えたが, 日本の国内規制の遵守については確約しなかった。

この1991年には東シナ海で中国が日本漁船に対して威嚇射撃や臨検をする事件が続いた。密輸取締りが目的というが, 1992年2月に中国が「領海及び接続水域法」を制定し, 尖閣列島を自国の領土と規定したこともきっかけとなっている。

東シナ海・黄海の資源評価

漁業共同委員会では毎年, 東シナ海・黄海の資源評価が行われる。1987年までは, 「今後とも資源状態につき双方で注目していく」であったが, 1988年から「重要な魚種のうち資源状態が悪いものがあることに鑑み, 今後とも適正な管理が必要である」となった。さらに, 1991年の委員会では, 「漁業資源が下降の趨勢を呈しており, とくに底魚資源を注視する必要がある」となった。1996年になると, 「底魚資源の状況は一部の魚種を除き極めて低い水準にあること, 浮魚資源については全体として安定しているとみられるが, 今後の動向に注意が必要である」となった。

漁業資源の評価は年々悪くなったが, それでも漁業規制の強化につながることを恐れて控えめな評価に終始した。漁業協定は1985年の改定を最後に, 資源状況の悪化にも拘わらず, 「注視」されるだけで, 規制の強化は行われていない。また, 資源評価は1990年代になると底魚資源と浮魚資源とを区別して行うようになった。

漁業協定の枠組みの見直し

世界的に200カイリ体制が広がるなか, 日中漁業共同委員会において, 従来の漁業協定の枠組みの見直しは議題になっていない。1995年の委員会においても「日中漁業協定は双方

の努力により円滑に運営されている」という認識であった。

日韓の間では1986年頃から漁業共同委員会で日本側から協定の枠組みの見直しを提起していたのに, 日中ではそうした提起もない。日中では, 中国漁船の日本周辺水域への進出は韓国の場合よりも遅いし, その影響は地域的に限られ, 全国的な200カイリ全面適用運動に結びつかなかった。何よりも, 東シナ海・黄海に出漁する以西底曳網や大中型まき網は200カイリ全面適用は漁場の縮小につながるとして反対していた。1995年になって, 以西底曳網の凋落が決定的となり, 海洋分割が有利となって日本遠洋底曳網漁業協会が200カイリ全面適用に賛成するようになった。これでようやく政府と業界が1つにまとまった。

国連海洋法条約を批准(中国と日本は1996年6月)してから, 200カイリ体制に向かって動き始める。1996年4月から漁業交渉が始まった。当初は, EEZ, 大陸棚の境界画定をめぐる問題がメインであった。中国側は人口や海岸線の長さなどを考慮した「衡平の原則」を主張, 日本は中間線を主張した。漁業問題の協議を早く進めたい日本に対し, 中国は大陸棚や海底資源開発問題を併せて議論することを求めて, 議論は噛み合わず, 交渉は入口のところで立ち往生した。

1997年2月, 日本側が東シナ海, 日本周辺水域の資源の悪化に早急に対応することが必要だと主張, 中国側も境界画定を新漁業協定と切り離し, 新漁業協定を急ぐことで合意した。日本の与党3党は交渉期限を3月末にしていた。

1997年9月に実質合意に至った。EEZの境界画定はせず, 東シナ海に暫定措置水域を設ける, 暫定措置水域は北緯30度40分から27度まで, 両国から52カイリ(領海12カイリの外側40カイリ)の距離とする, 領土問題がある北緯27度以南は現状維持とする, という内容である。交渉が長引いたのは中国が暫定措置水域を広くしたいと主張したからであった。1997年11月に署名した。

1998年4月に日本が国会で承認, 5月に中国国務院が承認したので, 7月から協定発効のための協議が始まった。そこで, 双方の入漁条件, 暫定措置水域における共同管理が協議された。しかし, 暫定措置水域の北側の水域(中間水域)は3カ国間でEEZの境界画定が未了であることから, その水域における相互入会, 操業条件について紛糾した。許可なく操業できるとする中国側と許可体制の下で操業すべきであるとする日本側と対立した。

この間, 日韓の新漁業協定が発効(1999年1月)したのに, 中国漁船は日本周辺で規制を受けずに自由に操業を続けられるため, 全漁連を代表とする漁業関係者は早期発効を求める運動を展開, 自民党でも期限を定めて交渉するように促した。一部に協定破棄を唱える動きもあったが, 外務省は日中関係全体の見地から反対したし, 中国も旧協定下で少しでも長く操業を続けたいと思惑があり, 新協定の締結には「少なからぬ圧力があつた」。2000年2月に実質合意した。

発効までの間に, 中国のイカ釣り入漁, 暫定措置水域や中間水域の共同管理について協議された。操業条件が決まって, 6月から発効した。署名から発効までに2年3ヶ月かかった。

(2) 新漁業協定の内容²³⁾

新漁業協定の内容は以下の通りである。

旧協定は廃止になったので、旧協定で規定した軍事警戒水域、機船底曳網漁業禁止区域、台湾周辺の軍事作戦区域（北緯27度以南）は消えた。

暫定措置水域では漁業共同委員会の決定により漁業実績を考慮しつつ、過度な開発が行われないように適当な保存措置をとる。双方は、自国漁船の取締りを行う。他国の漁船が違反操業をしている場合は、注意を喚起するとともに相手国に通報することができる。

北緯27度以南（尖閣列島を含む）の東シナ海及び東シナ海より南の東経125度30分以西の水域（南シナ海の中国EEZを除く）においては、既存の漁業秩序を維持する（相手国に自国の法令を適用しない）。東シナ海より南の東経125度30分以西の水域とは、台湾の西側（台湾海峡）及び東側水域を指す。旧協定でも協定の対象外であった。

暫定措置水域の北側に中間水域を設け、相手国の許可なく操業ができるようにした。この中間水域は、日韓の南部暫定措置水域、韓中の過渡水域、3カ国のEEZと部分的に重複する。日本は韓国の領海・EEZは除くと表明し、中国は韓中の問題は韓中漁業協定で処理されるとした。

中間水域の範囲をめぐって中国は東経128度まで、日本は127度までを主張して対立したが、中間をとって127度30分とした。西端は124度45分。中間水域での操業は、中国は現状維持、日本は資源管理を主張して対立したが、乱獲防止に努めることで合意した。ただし、拘束力はない。

相互入漁では、中国側はイカ釣りは協定発効5年間は入漁を継続したい、日本側は資源状況を勘案しつつ一定の範囲で受け入れる、その操業隻数や漁獲量は1996年の実績を超えないようにするとした。

漁業共同委員会の設置。入漁、操業秩序、資源状況、保存措置については自国政府へ勧告する。暫定措置水域における措置は決定する。

(3) 相互入漁と資源管理

入漁交渉にあって、中国は漁業の歴史（かつては日本漁船が中国近海に出漁した）を考慮すべきだと繰り返した。日本は国連海洋法条約に則ることを主張した。中国は当初、4,000隻、5年間の保証を強く求めたが、日本はこれを拒否、隻数の削減や期間短縮で折れ合った。中国の主張した4,000隻は実績を水増ししたものであった。

初年度の入漁割当ては、中国漁船は東シナ海・対馬南西日本海の底曳網（1万トン）と北太平洋及び日本海のイカ釣り（6万トン）、日本漁船は漁業種類別ではなく、底曳網、まき網、延縄、曳縄、マグロ延縄の総体に7万トン余の割当てである。

表3は、日中の漁獲割当てと漁獲実績を示したものである。

中国漁船の日本EEZへの入漁

隻数枠は2000年の1,122隻から2004年の900隻へと減少した。5年間のイカ釣り入漁を保証したこともあって、削減率は低い。イカ釣りの保証期間が過ぎた2005年には658隻に激減した。漁獲割当量は2000年の70千トンから2004年の47千トンへと大幅に削減された。当初の2年間は隻数枠、漁獲割当量を維持（2001年はまき網が加わって若干増加）したが、その後は大幅に削減され、2005年はイカ釣り入漁を削減して漁獲割当量は12千トンにまで低下した。漁獲実績は2003年が特に低く、それを除くと10~20千トンで推移している。

中国漁船の入漁は底曳網とイカ釣りの2種類となったが、イカ釣りは5年が経過して、割当量を一挙に引き下げるとともに、入漁は北太平洋は禁止し、日本海の日韓北部暫定措置水域のみとした。

日本漁船の中国EEZへの入漁

隻数枠は当初、減少したが、その後は一定している。しかし、許可隻数は20~30%と低く、それだけ入漁希望が少なかった。漁獲割当量は、当初から中国側とほぼ等量で、縮小均衡を辿っている。漁獲実績はわずか数%という異常な低さであ

表3 日中の漁獲割当てと漁獲実績

		2000年 6-12月	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
日本 水域	隻数枠 隻	1,122	1,222	1,032	989	900	658
	許可隻数 隻	1,048	892	980	887	586	400
	%	93	73	95	90	65	61
	漁獲割当量 トン	70,000	73,000	62,546	54,533	47,266	12,711
	漁獲実績 トン	11,544	18,660	13,018	6,401	19,519	4,543
	%	16	26	21	12	41	36
中国 水域	隻数枠 隻	710	575	575	575	575	570
	許可隻数 隻	177	186	153	122	122	116
	%	25	32	27	21	21	20
	漁獲割当量 トン	70,800	70,300	62,546	54,533	47,266	12,711
	漁獲実績 トン	714	4,400	8,805	1,756	1,494	0
	%	1	6	15	3	3	0

資料: 「長崎県水産白書」

る(2002年を除く)。隻数枠に対する許可隻数の割合も低く、実際の入漁も数えるほどしかない。中国漁船への割当量の削減に合わせて日本漁船への割当量も引き下げられた。主にまき網に対する削減である。

日中の相互入漁は、形式的には対等であっても、実際には大きな落差がある。割当量は等量となったが、2007年から隻数枠も同数にすることが決まっている。

暫定措置水域での資源管理

2002年によく、漁獲量の上限(努力目標)を1996年の実績とすること、漁獲報告や「入漁船」名簿の交換が合意された。1996年は双方が国連海洋法条約を批准した年であり、その時の暫定措置水域での漁船数と漁獲量は、中国は2万隻、210万トン、日本は1,000隻、10万トンと見積もられた。東シナ海の沖合で、漁業勢力の差はかくも拡大していたのである。その後、中国の漁業がさらに伸びたので、1996年を基準とすることは中国の漁獲量を削減することを含意している。日本側は漁業勢力が縮小して、基準値を下回っている。

その後、2004年には漁船隻数と漁獲量の上限目標は、日本は800隻、10万トン、中国は19,800隻、210万トンに、漁船隻数を200隻ずつ削減した。漁獲量の上限設定は、資源の減少を止めるものではなく、中国漁船の実績確保のためである。また、共同規制措置は漁船隻数と漁獲量の上限だけなので、資源の保全に役立っているのか、漁獲報告や漁船名簿の交換が実際に行なわれているのか、それが違反操業の取締りに役立っているのか、疑問である。

日中の暫定措置水域といっても、韓国漁船、台湾漁船の操業ともからむので、管轄権の行使は容易ではなく、実態は入会状態が続いている。

中間水域での管理措置

中間水域での資源管理については、漁業共同委員会では常に「引き続き検討する」とされ、何らの措置もとられていない。3カ国の管轄権がからむので、三竦みの状態にある。

5) 韓中漁業協議と漁業協定

(1) 韓中漁業協議と漁業協定²⁴⁾

国交回復前は、中国の機船底曳網漁業禁止線、韓国の漁業資源保護水域(李承晩ライン)をお互い認めていない。先に漁業が発達した韓国は中国近海では日中の漁業協定に準じて自主規制をしたが、後発の中国漁船は韓国沿岸にまで進出している。1975年1月、韓国は操業自粛線を引いた。同年10月に締結される日中漁業協定の協定水域(機船底曳網漁業禁止線の外側)の休漁区や保護区を遵守する形での線引きである。この操業自粛線は、資源、漁業経営の悪化に対応して1985年10月に中国寄りに広げられた。2国間協定による漁業秩序の維持、資源保護体制が第三国の台頭によって崩されたのである。

1990年代になると、東西対立が北東アジアにおいても緩和し、韓国は1990年9月にソ連と国交を樹立し(1991年末にソ連が解体すると、ロシア共和国に自動継続された)、1992年

8月に中国とも国交を回復した(台湾とは国交断絶)。この間、1991年9月に北朝鮮と同時に国連に加盟した。こうした国際情勢の変化のなかで、漁業協議が始まった。それより前、1989年12月に民間レベル(韓国水産業協同組合中央会と中国東海・黄海漁業協会)で漁船事故処理に関する合意書が結ばれた。

資源の減少や漁業紛争の解決のために漁業協定の必要性が高まり、1993年12月に漁業会談が開かれ、翌年にも開かれたが、対立が解けなかった。主な争点は、

中国はEEZの境界画定までの間は中日漁業協定(機船底曳網漁業禁止線)に準じて40カイリまでを漁業専管水域とし、その外側を共同規制水域として隻数、操業時期を決めることを提案したが、韓国は漁業専管水域40カイリは狭すぎる、韓国周辺でいえば漁業資源保護ラインあたりまでと考えていた。

漁業専管水域以外の海域の取締り権は、中国は旗国主義を主張、韓国は間もなく発効する国連海洋法条約に照らして沿岸国主義を主張した。その際、韓国は、韓日新漁業協定で暫定措置水域で旗国主義をとっているのは、韓日の特殊な関係に依るものであると弁明している。ここに韓国の二面的な外交戦略が浮き出ている。

こうした原則的な対立もあって協定締結までに時間がかかったが、1996年に両国が国連海洋法条約を批准したこと、1997年に締結された日中漁業協定のなかに暫定措置水域という概念が含まれていたことから、それをベースに協議が進み、1998年11月によく仮署名にこぎつけた。協議を開始して約5年かかった。

内容は、EEZの境界画定までの間、EEZの他に暫定措置水域と過渡水域を設定する、共同資源管理、緊急避難、漁業共同委員会の設置を決めた。

暫定措置水域は、中国が設定した直線基線(無人島の童島を基点とした)を韓国が承認しなかったため、沿岸からの距離で設定するのではなく、黄海を二等分する線を基軸に両国の面積が同じになるように設置した。その面積をめぐり、中国はできるだけ広く、韓国はできるだけ狭くを主張し、妥協として過渡水域が生まれた。

過渡水域は、暫定措置水域の両側に中国と韓国の地形に沿って、面積がほぼ等しくするように設定された(およそ20カイリ幅)。韓国側は可及的にEEZとしたい、交渉が長引けば韓国側の損失が大きくなる、中国側は交渉を遅らせたい、暫定措置水域にしたい、という思惑があり、直接EEZとするより打撃が緩和されるとして妥協した。

過渡水域は、4年後に双方のEEZに編入される。それまでの期間、暫定措置水域より厳しい共同管理を行い、「入漁」を等量にするよう努力する。等量化は、中国側は漁船数が多く漁獲量を把握できないため、隻数で同数を目指す。すなわち、中国漁船を削減するとした。相手国側の過渡水域で操業する自国漁船に許可証を発行し、その漁船名簿を交換し、共同乗船、乗船検査などの共同取締りを行う。共同監視が規定されたが、実際には違反船の取締りは困難であった。協定発効4年目の2005年7月から過渡水域は両国のEEZに編入された。

暫定措置水域の以北(北緯37度以北の黄海北部)と以南

(北緯32度11分以南の東シナ海)に現行操業維持水域が設けられた。そこは、日本を含む3カ国が主張するEEZが重複し、境界画定ができない水域で、別途の合意がなければ現行操業が続けられるとした。仮署名の段階で、韓国は中国が日中漁業協定で中間水域を日韓の南部暫定措置水域と重複して設定したことを批判し、日中暫定措置水域に被せる形の韓国の現行操業維持水域を求めたのである。

現行操業維持水域の範囲は明示されていない。黄海北部は韓国と北朝鮮の海洋境界線が明確ではない(実際には韓国の北方限界線がある)ことを理由に、中国は北朝鮮に配慮して明示することを拒んだ。

東シナ海では韓国EEEの南端についての両国の立場の違いからである。中国側は当初、南端を北緯30度40分(日中暫定措置水域の北端)を主張した。日中暫定措置水域と重なると、資源管理効果が低下するという理由をあげた。それに対して韓国側は、EEZの境界画定に関係しないといっても韓国のEEZの主張自体を否定することになるので受け入れられない、日中漁業協定で第三国(韓国)を拘束することはできないと主張した。こうして北緯29度40分で合意した。日韓の南部暫定措置水域で、韓国が主張した南限よりやや南まで範囲となった。したがって、日中の暫定措置水域とは一部重複する。

別途の合意については、暫定措置水域以北については、韓国と北朝鮮との衝突防止水域(特定海域と特定禁止区域)では中国漁船は操業しない、暫定措置水域以南については長江(揚子江)河口域を3年間で禁漁にする、とした。長江河口域の操業をめぐる対立が続き、仮署名から2年近くかかって2000年8月に正式署名となった。韓国は中国側の主張を受け入れ、段階的に操業を削減し、3年目に全面禁漁とすることに合意した(資源が回復すれば再開するという条件付き)。長江河口域での操業禁止は、1999年3月に中国が国内措置として決めたもので、その遵守を韓国側に求めたものである。韓国側にとって、この漁場は、底曳網、延縄、かご、あんこう網、釣りなどが出漁した優良漁場で、この問題で協定の発効を遅らせれば、中国漁船の漁獲の方が20万トン、3千億ウォン多いし、特定禁止区域での安保利益が損なわれるというジレンマに陥った。ただ、韓国漁船は長江河口から閉め出されたものの、実際には環境汚染でその漁場価値が大きく低下していた。以上の別途の合意についても、中国は北朝鮮との関係を考慮して具体的な範囲を示すことに反対し、抽象的な表現に留まった。

相互入漁の条件を詰めて、2001年6月に漁業協定が発効した。相互入漁は当初、中国側は韓国漁船の6倍を要求したが、2倍以内で決着した。すなわち、中国側は12,000隻、44万トンを要求したが、隻数、割当量ともに4分の1に削った。韓国漁船は操業実績が認められた。2005年から等量、等隻とすることも決まった。

(2) 相互入漁²⁵⁾

韓国漁船で中国EEZへ入漁する漁業は、底曳網、トロール、まき網、刺網、あんこう網、かご、釣りがあがるが、ほとんど

が北緯27度以北で、休漁区や保護区があればそれを除く水域で、操業期間は中国の夏季休漁期間を除く9ヶ月である。

反対に中国漁船で韓国EEZへ入漁する漁業は、底曳網、トロール、まき網は東経128度以西(日中の中間水域で、当初中国が主張した東限)、大型トロール禁止ライン内は原則禁止、操業期間は夏季を除く6ヶ月、ないし9ヶ月、刺網は北緯35度~33度45分の漁場で、夏と冬は操業禁止、イカ釣りは鬱陵島と竹島を除く日本海で、期間は10~12月としている。

表4に、中韓の相互入漁における漁獲割当てと漁獲実績を示す。中国漁船に対する割当ては、毎年、隻数枠、漁獲割当量ともに削減されている。一方、韓国漁船に対する割当てに変化はなかったが、2005年に隻数枠、漁獲割当量ともに増えて、両者の格差が縮小している。割当量が増えたのは、過渡水域が両国のEEZに編入されたことによる見かけ上であって、相互入漁の縮小と等量化は既定路線である。

表4 中韓の漁獲割当てと漁獲実績

		2001.6 ~ 2002.12	2003年	2004年	2005年	
韓国水域	隻数枠	隻	2,796	2,531	2,250	2,100
	操業隻数	隻	939	1,524		
	%		34	60		
	漁獲割当量	トン	164,400	93,000	83,000	77,500
	漁獲実績	トン	45,837	37,980	17,340	
	%		28	41	21	
中国水域	隻数枠	隻	1,402	1,402	1,402	1,600
	操業隻数	隻	403	321		
	%		29	23		
	漁獲割当量	トン	90,000	60,000	60,000	68,000
	漁獲実績	トン	3,993	3,779	3,564	
	%		4	6	6	

資料: 韓国海洋水産部

中国漁船の入漁のうちイカ釣り入漁は、2005年は日韓北部暫定措置水域の55隻、4,141トンで、これは同年の日本水域へのイカ釣り入漁とほぼ同数である(両国から入漁許可と漁獲割当量ももらう。入漁水域が一部ずれていて、漁獲割当量も少し差がある)。

韓国漁船の中国EEZ入漁は、漁獲割当量が多い順でいえば、釣り、まき網、底曳網、かご、あんこう網、刺網となっている。中国水域といっても、機船底曳網漁業禁止区域、2003年からは長江河口域は入漁できず、その他、コウライエビやフウセイの保護区もある。日中の暫定措置水域においては中国寄り漁場とし(真ん中の線を想定し、それ以西)、北緯27度以南の入漁もいくらか認められている。

入漁実績は、中国漁船は隻数で3~6割、漁獲量で3~4割であるのに対し、韓国漁船は隻数で2~3割、漁獲量ではわずか数%である。韓国側の入漁実績が振るわないのは、入漁しても中国漁船が蟻集して操業が難しいこと、入漁手続きが煩わしくて入漁を敬遠したこと、暫定措置水域や過渡水域が広く、入漁しなくても漁獲があげられたこと、が背景

にある。そして、入漁実績の低さは、漁獲割当量の削減を容受する条件になった。

過渡水域での操業は、4年間で順次、隻数の格差を縮小するために、韓国漁船はそのまま(427隻)で、中国漁船が大幅に削減された(2003年の1,802隻から翌年の910隻へ)。その過渡水域は2005年7月から両国のEEZとなった。

4. 新漁業秩序下における各国の漁業再編

1) 中国の漁業再編と漁業管理²⁶⁾

中国にとって新漁業秩序は、様々な緩和措置(暫定措置水域、過渡水域、現行操業維持水域の設定、相互入漁における漁獲割当量の段階的削減)がとられたとはいえ、自国漁業の規制、縮小につながった。その影響について、「外海」(沖合)漁場の30%を失い、25%に大きな打撃を及ぼすとか、その損失は100万トン以上の漁獲量、約10億元の漁業生産額、約10万人の漁業者と100万人近い漁業世帯人口の生活に影響を及ぼす、といわれた。さらに、関連産業の縮小と失業者の増加をもたらす、対応がまずければ社会秩序の安定が損なわれる。同時に、漁獲競争が激化し、涉外事件が増加することが危惧された。

浙江省では、7,000隻余の大型漁船が退出して国内漁場に回航し、毎年50万トンの漁獲量を失う、といっている。海面漁業の中心地である浙江省・舟山市でみると、中韓漁業協定の影響が大きく、主要漁業の帆張網、底曳網、エビトロールの2000年の漁獲量91万トンのうち約半分が「沖合」で漁獲され、とくに韓国側過渡水域、暫定措置水域の依存度が高いという。2002年は30万トン、15億元、2003年以降は帆張網が全面禁漁となったり、底曳網の漁獲割当量の減少で、35万トン、20億元を失い、3,000隻、3万人の漁業者が転業を余儀なくされる。中日漁業協定の影響は、イカ釣りの入漁規制の影響が大きい。中間水域は韓国水域から閉め出された漁船の移動先になっている、としている。

中国の海面漁獲量は、1995年は1,140万トン、1999年は1,498万トンと驚異的な伸びをみせたが、新漁業秩序による漁場の縮小、資源保護のために1999年に農業部が海面漁業の「ゼロ成長」を宣言した。その結果、2003年の漁獲量は1,432万トンで伸びは完全に止まっている。

このうち東シナ海・黄海の漁獲量は、1994年の477万トンから1999年の894万トンへ、そして2003年は798万トンへと、全国の漁獲量と同様な動きをしている。東シナ海・黄海での浮魚をサバ類、アジ類、イカ類に限定すると、その漁獲量は50万トンから88万トンへ増加し、2003年は96万トンに達している。底魚類をタチウオ、キグチ、ガザミ、ウマズラハギに限定すると、74万トンから148万トンへ、そして152万トンとなった。1990年代後半までの漁獲量の伸びは著しく、とくに底魚で著しかったが、2000年代には伸びが鈍化している。

2000年10月の漁業法改正によって水産政策のパラダイムが大きく転換した。1995年以降の夏季休漁制の強化、1999年の海面漁業ゼロ成長宣言、2001年のマイナス成長宣言、2002～06年の減船事業によって成長路線から抑制路線に、行政管理

から法に基づく管理へと切り替えている。政策転換の背景は、国際海洋法秩序の拡がり、乱獲に伴う資源の減少があった。以下、夏季休漁と減船事業について触れる。

夏季休漁

1980年代半ば以降、漁業生産請負制の全面導入、流通の自由化によって漁業生産力が爆発的に増加し、漁業資源の減少・枯渇を招いたので、1995年から夏季休漁制が実施された。2003年は渤海、黄海、東シナ海、南シナ海において12万隻の漁船、100万人の漁民が休漁した。休漁期間は、黄海・東シナ海では2ヶ月～3ヶ月半、対象は曳網と帆張網などである。

参加漁船は海面漁業漁船の約半数に及びし、対象海域の広さ、休漁期間の長さからして大規模な資源管理であることがわかる。夏季休漁制の効果として、漁獲量の増加、漁獲効率の向上、経営コストの削減において顕著な成績を収めたが、資源回復効果は、膨大な漁獲圧力の前では限定的である、と評されている。

減船事業

海面漁業漁船は、1990年は24万隻であったが、その後、増え続けて2000年は29万隻となった。その後は、収益性の低下、中日・中韓漁業協定による漁場の縮小、減船事業で減少し、2002年には28万隻、2003年には動力漁船は22.5万隻となっている。

漁船隻数の増加、高馬力化に対する抑制策がとられたが、成果を伴わず、「マイナス成長」宣言にしたがって、2002年から5年間で、毎年6,000隻(5年間で計3万隻)、5万人(計25万人)の減船・転業が計画された。隻数からすると、「1割減船」にあたる。2002年には2.7億元の「転産転業」予算が組まれ、約5千隻が減船に同意し、約3万人が転業した。2003年の減船は約3千隻で、転業漁民は18千人である。減船事業は、計画通り進展していない。根本に減船補償の財源不足がある。減船が計画通りであっても、過剰漁獲能力が解消されることにはならない。

2) 韓国の漁業再編と漁業管理²⁷⁾

韓日、韓中漁業協定による韓国漁業の影響は、直接・間接で8,000億ウォンにのぼる。日本との協定で、生産の減少が105～164千トン、1,455～2,157億ウォン、遠洋漁業は62～75千トン、491～602億ウォンと予想された。中国との協定では910～1,483億ウォンの影響を見積もっている。

韓国の近海(沖合)漁業の漁獲量は、1990年代前半がピークの140～150万トンであったが、1990年代後半は130～140万トン、2000年代は110～120万トンと段階的に低下している。これは、浮魚漁業、底魚漁業とも同じ傾向である。だが、その理由は、浮魚漁業は資源変動と大型まき網の減船、底魚漁業は、業種によって異なるが、資源の減少、減船、中国漁船による圧迫、漁業協定による漁場縮小である。底魚漁業でも近海あんこう網は定置性漁具で、中国漁船の圧力が強いだけに減船、漁獲量減少が著しく、底曳網類では東シナ海にとど

まる大型機船底曳網と漁場を日本海のスルメイカに拡大する大型トロールとでは減船や漁獲量の減少度合いが違う。

韓国では、新漁業秩序での資源管理として減船事業とTAC（漁獲可能量）制度を行っている。

減船事業

韓国では資源が減少し、漁業経営が悪化したことから過剰漁獲能力の削減＝減船事業がスタートした。1994～2004年は沿岸・近海漁船を対象とした「一般減船」が、1999～2004年は新漁業協定によって影響を受ける近海漁船を対象とした「国際減船」が行われた。この減船事業で、総計3,381隻（沿岸漁船1,317隻、近海漁船2,064隻）、事業別には「一般減船」が1,424隻（この他に台風被害による減船629隻）、「国際減船」が1,328隻である。総事業費は8,625億ウォンであった。

近海漁船の減船割合は32%に及び、なかでも中国漁船との競合が著しい黄海や東シナ海でも中国寄りを漁場とする大型機船底曳網や近海あんこう網の減船割合は極めて高く、漁場を日本海に拡大した大型トロールは減船事業に乗らなかった。浮魚を対象とする大型まき網もマイワシ、ウマズラハギの減少で減船事業の初期に事業対象となった。

減船事業による効果を1隻あたりの漁獲量＝生産性でみると、底魚漁業でも高まった業種もあれば、低下した業種もある。それは、漁業協定によって、漁場が完全に分割され、外国漁船の入漁も排除されて、国際競争がなくなったわけではないことからくる。

TAC管理

韓国では資源管理として、1999年からTAC制度が始まり、対象魚種は増加して2006年現在9魚種となった（2007年からスルメイカが加わる）。これら魚種は、大型まき網によるサバ類、マアジ、マイワシ、日本海の沖合で漁獲されるズワイガニ、ベニズワイガニ、スルメイカ、沿岸の貝類（ウチムラサキガイ、タイラギ、済州島サザエ）とガザミの3つに大別される。つまり、東シナ海・黄海の近海底魚漁業（底曳網、トロール、あんこう網）は対象になっていない。理由は、これら底魚漁業は多様な魚種を漁獲するので魚種ごとの資源管理が難しい、東シナ海・黄海では中国漁船との漁獲競合が著しく、自国漁船だけに規制をかけにくいためであろう。日本海では単一魚種を対象とすることが多い。

これまでのところ、韓国のTAC制度は、資源評価の難しさ、共同利用水域の存在、外国漁船の入漁などがあって、強制規定や罰則規定はあっても適用されておらず、したがって、資源管理の効果を発揮しているとはいえない。

3) 日本の漁業再編と漁業管理

(1) 新漁業協定による影響²⁸⁾

日中韓の200カイリ体制による影響を推定するために、1997～99年の3ヶ年平均の東シナ海・黄海の漁業種類別・水域別漁獲量（漁業協定の水区分を当てはめる）をみてみよう。

当海域での主な漁業は、大中型まき網、以西底曳網、アマ

ダイ延縄などである。

大中型まき網は、その漁獲量141千トンのうち約6割が日中暫定措置水域で、2割が黄海（韓国と中国の水域）、残りの2割が中間水域とその東側（日本水域）で漁獲されている。漁場範囲は広い。

以西底曳網は、その漁獲量13千トンのうち日中暫定措置水域での漁獲が中心で、その他は中間水域とその東側で、中国、韓国のEEZ内での漁獲は極めて少ない。

アマダイ延縄の漁獲量は3年間で半減して1千トンを大きく割り込んだが、漁場は日中暫定措置水域が中心である。

水域別にみると、どの漁業も日中暫定措置水域の依存度が最も高く、次いで大中型まき網の漁獲が多い黄海、中間水域、中間水域東側である。すなわち、黄海を除くと、中国のEEZでの操業は微々たるものとなっている。

これを、日中新漁業協定における日本漁船への漁獲割当量（2001年）と比べてみると、大中型まき網は黄海における3年間で最大の漁獲実績に見合った割当量を確保したが、以西底曳網、アマダイ延縄は漁獲割当量が漁獲実績を大きく上回っている。すなわち、漁獲割当量は日中間のバランスをとるため、日本漁船に対しては多目に見積もった申請量すべてを認めたのである。この過大な漁獲割当量の交付は、その後、漁獲割当量を削減する段になって、反対を生まない理由でもあった。

1990年以降の以西底曳網の動向をみると、漁船体数は1990年代初めに100ヶ統を割り、その後も減少して2001年からは13ヶ統になった。漁獲量も大幅に減少して1990年は8万トン近くあったが、2001年からは1万トンを割り込んで、漁業としての存亡の危機に立たされている。漁船1隻あたりの生産性も横ばいで、以西底曳網漁船が減少しても、それ以上に中国漁船が増えて、減船効果を潰している。

操業水域も大きく変化した。1990年代初めには中国近海での操業がなくなり、日中暫定措置水域や北緯27度以南からも押し出されて利用度が低下し、主漁場は日本のEEZとなる中間水域東側となった。

そうした最中、日中の新漁業協定が結ばれたのである。新漁業協定で東シナ海には暫定措置水域、中間水域が設けられ、EEZへの入漁も認められたので、これまで通り、中国漁船との競合が続くことになった。外国漁船を排除して始めて生き残りが可能になる以西底曳網にとって期待を裏切るものであった。したがって、以西底曳網にとって、暫定措置水域、中間水域での資源管理、中国漁船の削減が焦点である。

東シナ海・黄海で操業する大中型まき網の動向をみると、統数は1988年はピークの67ヶ統であったが、その後、急速に減少して2002年から23ヶ統になっている。25年間で3分の1に激減した。この間、減船事業が実施されている。漁獲量は段階的に減少して、1985～97年は30万トン台が多かったのに、1998～99年は20万トン台に落ち、2000年からは20万トンを割り込んでいる。

1ヶ統あたりの生産性は上昇しているが、その要因を減船効果と断定するわけにはいかない。小型浮魚（ここではサバ類、アジ類）を対象とする漁業では、資源変動が大きく、減

船効果ははっきり現れないことが多いからである。この大中型まき網の漁場は、大規模な減船事業があった1990年代後半に大きく変わった。尖閣列島や台湾近海での操業が減少し、中国近海での操業はもともと少なかったがさらに減少し、韓国近海はサバ類などの不漁で減少した。したがって、日本近海での漁獲量は絶対量では減少傾向にあったが、漁獲割合は50～70%から70～90%に高まった。外国近海からの撤退は、新漁業協定による締め出しによるものではない。尖閣列島・台湾近海は遠隔地であり、この海域に出漁する船団が集中的に減船対象になったことによる。韓国近海はサバ類などの不漁が原因である。

まき網は、対象資源の回遊性、広域分布もあって、広域の漁場利用を必要とする。それだけに、新漁業協定で共同利用水域を広く確保し、EEZの相互入漁を認めたことは、まき網にとっては存続条件が得られたことを意味する。

(2) 新漁業協定対策と資源管理²⁹⁾

日韓、日中の新漁業協定が締結、発効して、新協定による影響を緩和するために基金が設けられた。日韓は1999年度から250億円の基金で、日中は2000年度から60億円の基金でスタートした。両基金は、(財)日韓・日中新協定対策漁業振興財団によって運営されている。補助対象は、外国漁船の入漁・密漁によって被害を受ける漁業と外国EEZへの入漁や暫定措置水域で操業していて圧迫を受ける漁業である。

日韓・日中対策とも事業内容はほぼ同じで、漁業経営資金の利子補助、債務保証にかかる助成、漁業共済掛け金の助成、外国漁船の投棄漁具の回収、減船事業の補助、民間交流の助成、などがある。

資源管理措置として、EEZを設定した翌年の1997年からTAC制度を実施した。最初は、サンマ、スケトウダラ、マアジ、サバ類、マイワシ、ズワイガニの6魚種であったが、翌年からスルメイカが加わって7魚種となった。これら魚種は200カイリ内の主要魚種である。日本のTAC制度は、EEZのうちに日韓・日中新漁業協定によって日本の管轄権が外国漁船に及ばない水域ができたこと、TACに達したら漁獲をストップするという強制規定が適用されていない、資源評価・予測が難しく、漁業者の信頼を勝ち得ていない、といった問

題を孕みながら、実態に則した制度、方法の改善を進めている。現在までのところ、TAC制度は資源の保護、持続的利用に貢献していない。

TAC制度と並行して、2001年度から資源回復計画が導入された。資源回復計画は漁獲努力量(TAE)規制によって資源の回復を図ろうというもので、漁獲努力量規制に財政的・技術的支援がとられること、TAC魚種よりも地方的な魚種が対象(TAC魚種も含まれる)で、漁業者の自主管理を基盤に制度化したものである。

4) 外国漁船の違反操業

新漁業秩序における漁業管理の問題点の1つとして、違反操業を韓国、日本における外国漁船の拿捕件数の推移からみよう。外国漁船の違反操業は、漁業勢力の強弱を表す指標の1つである。

表5は、韓国と日本の水域において外国漁船が領海侵犯、EEZ内違反操業によって拿捕された件数を示したものである。韓国の領海・EEZ内では中国漁船の拿捕件数が非常に多い。韓中漁業協定が発効して、EEZ内での拿捕件数が急増した。取締り範囲が拡大したことによる。日本漁船の拿捕件数はまれである。

日本の領海・EEZ内では、韓国漁船の拿捕件数が中国漁船のそれより多い。違反内容は、操業日誌の不記載、割当て証の不携帯、割当て表示板の不掲示などである。韓国漁船の拿捕件数を業種別にみると、延縄漁業が最も多く、主に対馬周辺でアナゴ、カレイ等を密漁している。その他、EEZ内で発見された違法設置漁具の押収件数はかごが大半を占める。韓国がご漁船への漁獲割当量を全廃したことも影響している。

中国漁船の拿捕件数が意外と少ないのは、東シナ海に暫定措置水域、中間水域が広く設定され、日本の取締り権が及ばないこと、燃油の高騰などで漁場が遠い日本EEZでの操業を敬遠したことが影響しているとみられる。

外国水域から閉め出された漁船は、共同利用水域に集中する。とくに、漁業勢力の強い国の底魚漁業が共同利用水域を占拠する傾向にある。例えば、日韓北部暫定措置水域におけるベニズワイガニ漁業が、日本EEZから閉め出された韓国漁船によって占拠され、日本漁船は日本EEZに後退している³⁰⁾。

表5 日韓の領海・EEZにおける拿捕件数

	韓国の領海・EEZ					日本の領海・EEZ					
	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003	
日本漁船	4	1	3	1	0	韓国漁船	23	25	21	33	23
領海	0	0	0	0	0	領海	3	0	0	0	0
EEZ	4	1	3	1	0	EEZ	20	25	21	33	23
中国漁船	80	62	174	175	240	中国漁船	4	19	9	12	12
領海	60	34	34	40	118	領海	4	11	0	0	0
EEZ	20	28	140	135	122	EEZ	-	8	9	12	12

資料：日本水産庁、海上保安庁、韓国海洋水産部。

注：漁業協定が発効する前に韓国EEZで中国漁船を拿捕する根拠は不明。

暫定措置水域のような共同利用水域では、相手国漁船に対する取締り権はなく、相手国漁船が違反操業をしていることを見つけた場合でも、注意を喚起するか、違反を相手国に通報し、その処分の結果を受け取るだけである(水域によって注意を喚起できる水域とできない水域がある)³¹⁾。

EEZ内への入漁件数の減少と取締りの強化、及び共同利用水域への集中から、EEZ内での違反操業は今後、減少していくと思われる。

5. 北東アジアの200カイリ体制の特徴と共同管理の展望

(1) 北東アジアの200カイリ体制の特徴

北東アジアにおける200カイリ体制は、1999~2001年の間に日中、日韓、中韓の漁業協定が発効して確立した。北朝鮮は200カイリ体制をとっているが、隣国とは没交渉であり、台湾は200カイリ体制から外されている。分断国家、社会体制の違いが生んだ変則性である。漁業協定を結んだ国との間でも、領土問題、大陸棚やEEZの境界画定を切り離して、漁業に限定した200カイリ体制である。領土問題、大陸棚やEEZの境界画定は早期に解決されるとは思えないので、漁業の200カイリ体制の変則性も当分は解消される見込みはない。

200カイリ体制のもう1つの特徴は、日中、日韓、中韓の3つの漁業協定で構成され(別に北朝鮮の200カイリ体制があるが)、それぞれが別個であって第三国には適用されないため、協定相互の間にすき間や矛盾があることである。例えば、管轄権の行使が不明確で、暫定措置水域への第三国の入漁をどちらが許可し、漁獲量を割当て、取り締まるのかははっきりしていない。日韓の合意では、相互主義の立場で第三国に配慮するとしているが、他の協定にはそうした合意はない³²⁾。そもそも、東シナ海の暫定措置水域は、他の水域と重複している。例えば、日韓の南部暫定措置水域は日韓でその範囲の認識が異なり、韓国側は日中の暫定措置水域に入り込んでいると認識している。

日中暫定措置水域に入漁する第三国(韓国)への許可は、2003年は中国側が1,402隻、漁獲割当量6万トン、日本側が821隻、漁獲割当量62,060トンで、かなりの部分が重複している³³⁾。協定の規定に基づいて、双方が第三国に入漁許可を与え、その情報を交換しているが、取締りの範囲は明確ではない。漁業共同委員会には、第三国、他の漁業協定との調整機能はない。

漁業協定は、その発効から数年間は過渡的な措置がとられた。中韓の過渡水域は4年後に両国のEEZに編入する、相互入漁では数年後には漁獲割当量を等量にする、日中では中国側のイカ釣り入漁を5年間保証する、といった事項がそれぞれある。この経過措置が終わって、200カイリ体制もいよいよ本格化した。

(2) 共同漁業管理の可能性

資源管理の焦点は、共同利用水域における共同管理の早期実施である。今日まで、共同利用水域での資源管理は遅々として進んでいない。漁業勢力の強い国が抵抗しているためだ

が、自国水域の漁業再編、資源管理、相互入漁の規制が進めば、それに接続する共同利用水域の資源管理が焦点になるのは必然である。その場合、どのような割合で負担するのか、2カ国でか、状況に応じて3カ国なのか、協議形式も問題である。

各国の資源管理、漁業の再編成は、それぞれの方法で進められている。各国の対策がばらばらでは効果が減殺されるので、効果を高めるための協力を話し合うことは有効だし、必要なことであろう。

相互入漁は、漁獲割当量が多い方を引き下げる形で等量化が進み、さらに縮小均衡の過程に入っている。この過程で、資源の減少が著しい底魚漁業(底曳網)、自国の漁業に打撃を与える漁業などから先に規制、排除され、残っているのは、漁獲圧力が資源の減少に直結しない浮魚漁業(まき網)が主体となっている(中国は底曳網が中心なので、こうした方向をとっていない)。

相互入漁の将来は、底魚漁業は排除(資源の分割)が進み、各国は自国水域における資源の保護と持続的利用を進めていくので、拡大に転じるとは思えない。だからといって、資源の共同管理が望めないというわけではない。フウセイやタチウオなどは中国、韓国にとって重要な経済魚種であり、中国沿岸が主要な産卵場、育成場になっているので、その資源管理に連携が図られる可能性もある。

一方、浮魚漁業は、資源の回遊性、広域分布ということから広域の漁場利用が必要で、現在のような広域の共同利用水域、相互入漁は合理的なシステムである。対象魚のサバ類、アジ類はレジームシフト魚で資源管理は難しいにしても、卓越年級群の発生時に成長管理(小型魚の漁獲抑制)は有効とされる。各国が入会って操業しているなかで、成長管理を共同で進めていく必要がある。

共同の資源管理のためには、その条件整備が重要である。当面は、資源・漁業管理情報の交換、3カ国が共通した課題を話し合う場の設定であろう³⁴⁾。

注

- 1) 山内康英『交渉の本質 - 海洋レジームの転換と日本外交 -』(東京大学出版会、1995年) 1~316ページ、水上千之『日本と海洋法』(有信堂、1995年) 61~104ページ、参照。
- 2) 領海は12カイリとしたが、対馬海峡西水道、同東水道を含む5つの海峡を特定海域として3カイリにとどめた。実効的支配の有無に拘わらず、北方四島、竹島、尖閣列島にも領海12カイリを設定した。韓国も1977年9月に施行した領海法で領海12カイリとした。前掲『日本と海洋法』26~40ページ。
- 3) 森実孝郎『新海洋法秩序と日本漁業』(創造書房、昭和52年) 120~125ページ。
- 4) 『200海里関係資料』(長崎県水産部、昭和53年1月) 8~11ページ。
- 5) 日韓の大陸棚に関する2つの協定のうち、北部協定(対

- 馬海峡)の境界画定は中間線としたが、南部協定(東シナ海)は日本が主張する中間線と韓国が主張する自然延長論で管轄権が重複する区域を共同開発区とした。これに対し、中国は自然延長論の立場から中国の主権が侵されているとして抗議した(共同開発区の西限線は日中の中間線)。なお、北部協定の中間線は新漁業協定でも引き継がれたが、南部協定の共同開発区と新漁業協定の南部暫定措置水域とは考え方も範囲も異なる。
- 6) 落合淳隆『日本をめぐるアジアの国際環境』(敬文堂, 1981年) 137ページ。
- 7) 『全漁連の運動と事業の歩み』(全国漁業協同組合連合会, 1993年) 250~252ページ, 『東シナ海・黄海及び日本海における漁業管理レジームについて』(北東アジア漁業研究会, 平成7年3月) 68, 69ページ, 『日朝漁業暫定合意書に調印』『水産界 No.1236』(昭和63年1月) 46, 47ページ, 『日朝民間漁業交渉 90年漁獲割当量, 前年並みで妥結』『水産界 No.1261』(平成2年2月) 41, 42ページ, 『漁業協定の概要』(水産庁, 昭和61年8月) 31~33ページ。
- 8) ア・ア・クルマソフ『朝鮮民主主義人民共和国の漁業』『水産界 No.1345』(平成9年2月) 22~27ページ, 『各国の水産事情 No.46』(2002年2月), 『同 No.57』(2002年12月), 『同 No.96』(2005年9月), 『海外水産情報』『海外漁業協力 No.14』(2000年4月) 82, 83ページ, 『2001中国漁業年鑑』(中国農業出版社, 2002年) 17ページ, 李秉基・崔宗和『韓半島周辺水域の国際漁業関係と展望』『水産海洋教育研究 第3巻第1号』(1991年3月, ハングル) 15~19ページ, 連合ニュース『中国漁船, 北朝鮮漁場操業推進』(2001年12月12日, ハングル), 同『北朝鮮・中国共同漁労協約, 政府対策要求』(2004年9月6日, ハングル), ハナエ民族新聞『中国漁船, 北朝鮮水域で操業開始』(2004年9月21日, ハングル)。
- 9) 山本忠『韓国漁業の展開とその問題』『漁業経済研究 第32巻第1・2合併号』(1987年12月) 3ページ, 時村宗春・大滝英夫・金大永『韓国の漁業』(海外漁業協力財団, 平成10年11月) 37~42ページ, 前掲『日本と海洋法』99~103ページ。
- 10) 『東アジア関係国の漁業事情』(海外漁業協力財団, 1994年9月) 9, 12, 39~54ページ, 『日韓トップ会談物別れ』『水産界 No.1223』(昭和61年12月) 56~59ページ, 『日韓漁業交渉トップ会談で合意』『水産界 No.1235』(昭和62年12月) 8~11ページ, 『自主規制強化し3年延長』『水産界 No.1286』(平成4年3月) 20~22ページ, 松浦勉『韓国漁船操業の現状と課題』『水産界 No.1304』(平成5年9月) 8~15ページ, 同『北海道周辺水域における韓国漁船の操業状況 上』『水産界 No.1311』(平成6年4月) 40~44ページ, 同『同 下』『水産界 No.1312』(平成6年5月) 40~42ページ, 前掲『全漁連の運動と事業のあゆみ』252~260ページ, 『水産庁50年史』(同刊行会, 平成10年) 313~326ページ。
- 11) 前掲『東シナ海・黄海及び日本海における漁業管理レジームについて』9, 79~83ページ, 『日韓両国漁船入会操業の現況』『水産界 No.1220』(昭和61年9月) 31ページ, 『日中政府間漁業協定に基づく日中両国漁船の操業』『水産界 No.1231』(昭和62年8月) 40~42ページ, 前掲『東アジア関係国の漁業事情』39~46ページ。
- 12) 前掲『中国の水産業』74ページ, 『平成4年度東シナ海・黄海漁業資源保全対策検討会議事録要録』(西海区水産研究所, 平成5年6月) 41ページ, 深町公信『国連海洋法条約に関連する韓国の国内法』『関東学園大学法学紀要 第13号』(1996年12月) 124~137ページ。
- 13) 片岡千賀之『東シナ海・黄海における漁業の国際的再編と200カイリ規制』『漁業経済研究 第42巻第2号』(1997年10月) 57~87ページ, イ・ヨンイル『韓中日3国間の両者漁業協定と東シナ海漁業秩序』『国際法動向と実務 第2巻第3号』(2003年7月, ハングル) 4ページ。
- 14) 1965年の日韓漁業協定で、韓国は西海岸と南海岸に直線基線を採用し、1977年の領海法の制定を機に、済州島と本土の間も直線基線とした。1995年12月に『領海及び接続水域法』に改定された際、大韓海峡(対馬海峡西水道)は3カイリにとどめられた。
- 15) 行政院研究發展檢討委員会『海洋白書』(2001年, 中国語) 20~24ページ, 尹章華『排他的経済水域及び大陸棚法逐条解説』(文笙書店, 1998年, 中国語), 同『兩岸海域法』(文笙書店, 2003年, 中国語), 前掲『東シナ海・黄海における漁業資源共同管理の研究』51, 52, 74, 75ページ, 『東シナ海・南シナ海の単船底曳網漁業』(1994年), (国立台湾大学海洋研究所, 1994年, 中国語) 37ページ。
- 16) 『各国の水産事情 No.42』(2001年10月), 『同 No.94』(2005年7月), 『同 No.96』(2005年9月)。
- 17) 杉山普輔『新日韓漁業協定締結の意義』『ジュリスト No.1151』(1999年3月1日) 98~104ページ, 『日本, 漁業協定一方的破棄の波紋』『現代海洋 1998年2月』(ハングル) 44~49ページ, 深町公信『日韓漁業問題』水上千之編著『現代の海洋法』(有信堂, 2003年) 201~221ページ, 崔宗和『新韓日漁業協定の構成と法的性格』『水産経営論集 第29巻第2号』(1998年12月, ハングル) 1~20ページ, 崔宗和『現代韓日漁業関係史研究』(海洋水産部, 2000年, ハングル) 389~425ページ, 前掲『水産庁50年史』469~471ページ, 『日韓漁業協定終了通知へ』『水産界 No.1358』(平成10年3月) 8~13ページ, 『日韓新漁業協定が基本合意』『水産界 No.1366』(平成10年11月) 8~11ページ, 『漁政の窓 第347号』(平成11年5月15日), 花房征夫『日韓漁業紛争, 何が問題なのか』『現代コリア 1998年9月号』10~27ページ。
- 18) 公式名称はなく、日本は暫定措置水域と呼ぶ(本稿も)が、韓国では日本海のものの中間水域, 東シナ海のことを暫定措置水域と呼ぶ。韓国が暫定措置水域の名称を避けるのは、日中、韓中漁業協定にも暫定措置水域があり、それは共同管理を伴っているが、共同管理ということで

- 竹島の領有権と結びつけられるのを避けるためである。
- 19) 日本の主張は、竹島を基点とし、鬱陵島との中間線を引くというもので、韓国の主張は、鬱陵島を基点とし、隠岐との中間線である。鬱陵島を基点としても竹島は韓国のEEZに含まれるし、竹島を領土係争地にしたいがなかった。韓国が竹島を基点としなかったのは、国際法上、竹島が有人島として認められる可能性が低い（無人島＝岩であればEEZを有しない）からであった。ところが、2006年に交渉が再開された段階で、韓国はこれまでの主張を転換し、竹島を基点とする方針をとった。そうすれば、東シナ海で日本の島も基点として認めざるを得ない（東シナ海の日韓暫定措置水域が解消されて日本のEEZになる）し、中国との間でも中国の童島も基点となり、韓国のEEZはそれだけ縮小する可能性がある。それでも、竹島を基点にしようとするのは、領土をめぐるナショナリズムの高まりによるものであり、また、竹島には警備隊が常駐していて、有人島として認められる可能性があると判断したからである。一方、日本は竹島を無人島という理由で基点から外すと、太平洋上の沖ノ島も同じ理由で外さざるを得ないというジレンマがある。朝日新聞2006年6月11日、朝鮮日報2006年6月5日。
- 20) 前掲『現代韓日漁業関係史研究』478～481ページ、韓国海洋水産部『2004年度 水産業動向に関する年次報告』132、133ページ、ジョン・ヘーウン「韓中漁業協定上の過渡水域消滅と西海漁業秩序の変化」『国際法動向と実務 第4巻第2号』（2005年5月、ハングル）48～53ページ。
- 21) 金栄球「韓日韓中漁業協定の比較」『外交誌 第62号』（2002年5月、ハングル）。漁業協定には暫定措置水域の範囲を韓国のEEZの最南端以北とし、具体的な表記はしていない。金氏は、これを韓国と日本の解釈の差を許容するために“意図的に曖昧にした”としている。
- 22) 各年次『水産年鑑』、「中国底引操業の自主規制を強化」『水産界 No.1299』（平成5年4月）35、36ページ。「漁政の窓 第336号」（平成10年6月15日）、「同 第358号」（平成12年4月15日）、「同 第360号」（平成12年6月15日）。
- 23) 三好正弘「日中漁業問題」前掲『現代の海洋法』227～239ページ。
- 24) 『平成6年度東海・黄海底魚資源管理調査委託事業報告書』（水産庁、1995年3月）221～224ページ、「中華人民共和国政府と大韓民国政府との漁業協定」『中国水産 2001年5月』（中国語）5～8ページ、「韓中協定、過渡水域設定で衝撃緩和」『現代海洋 1998年12月』（ハングル）91～93ページ、「韓中、韓日漁業協定 外交不在で不平等、不公正な条約を締結」『現代海洋 2000年12月』（ハングル）48、49ページ、「韓中漁業協定、漁業管理をどのように」『現代海洋 2001年3月』（ハングル）48～52ページ、崔正統・崔宗和「東北アジア地域国際漁業協力体制の構築と運営案」『水産経営論集 第30巻第2号』（1999年12月、ハングル）1～12ページ、Park Jae-Young・Choi Jong-Hwa「韓中漁業協定の評価及び今後の課題」『水産経営論集 第31巻第2号』（2000年12月、ハングル）67～92ページ、崔宗和「韓中漁業協定に関する研究」（海洋水産部、2002年、ハングル）77、78ページ、「中国、韓国と日本の共同漁業管理方案の研究報告」（中国語）『韓中日共同漁業管理方案研究 - シンポジウム発表と海外委託研究資料』（韓国海洋水産開発院、2005年12月）245～247ページ、前掲「韓中漁業協定上の過渡水域消滅と西海漁業秩序の変化」48～53ページ。
- 25) 韓国海洋水産開発院『近海底曳網類漁業の構造再編に関する研究』（海洋水産部、2003年12月、ハングル）1～37ページ。
- 26) 王衍亮・婁小波「「ゼロ成長」政策下の中国漁業と漁業管理政策」『漁業経済研究 第48巻第3号』（2004年2月）1～13ページ、婁小波「中国「夏期休漁制」漁業管理と制度評価」『漁業経済研究 第48巻第3号』（2004年2月）27～40ページ、片岡千賀之「中国における新海洋秩序の形成と漁業管理 - 東シナ海・黄海を中心として -」『長崎大学水産学部研究報告 No.85』（2004年3月）57～66ページ、前掲「中国、韓国と日本の共同漁業管理方案の研究報告」229～231ページ、尤永生・方佩凡「海洋漁獲漁民の転職転業問題に関する考察」『中国漁業経済 2003年2月』（中国語）17ページ、「今年上半年全国漁業経済の形勢分析と展望」（農業部漁業局、2000年6月26日、中国語）、嚴旭光「中日、韓中漁業協定の実施による舟山漁業の影響と対策」『舟山漁業 第68期』（2001年、中国語）13、14ページ、『2004年 中国漁業年鑑』（楊軼訳）45ページ、郭文路・黃碩琳「中国海面漁業の漁獲強度抑制に関する問題点と対策の検討」『上海水産大学学报 第10巻第2期』（2001年6月、中国語）133～139ページ、Guo Weh-lu, Huang Shou-lin, and Cao Shi-juan: Reducing the excessive fishing vessels to sustainable exploitation of marine fishery resources in China. J. of Shanghai Fisheries Univ., Vol.12, suppl., Dec.2003, pp.46-51.
- 27) 片岡千賀之・西田明梨・金大永「韓国近海漁業における新漁業秩序の形成と漁業管理」『長崎大学水産学部研究報告 No.85』（2004年3月）67～80ページ、西田明梨「韓中日における漁業協定の現状と課題」『漁業経済研究 第49巻第3号』（2005年2月）95～113ページ、西田明梨・片岡千賀之・柳廷伸・金大永「新漁業秩序下における韓国TAC制度の現状と課題」『地域漁業研究 第46巻第1号』（2005年10月）1～23ページ。
- 28) 片岡千賀之・亀田和彦・西田明梨「日本をめぐる新漁業秩序形成と漁業管理」前掲『韓中日共同漁業管理方案研究 - シンポジウム発表と海外委託研究資料』95～156ページ。
- 29) 同上。
- 30) 養松郁子「日本海沖合域のズワイガニ」大富潤・渡邊精一編著『エビ・カニ類資源の多様性』（恒星社厚生閣、平成15年）45～47ページ。

- 31) 旗国主義がとられる共同規制水域で、相手国の違反漁船を発見した場合、相手国に通報し、相手国の処分の結果を受け取る形の取締り形式は、1955年の日中民間漁業協定、1975年の日中政府間漁業協定、1965年の日韓漁業協定でも同様であった。新漁業秩序下の暫定措置水域では、日韓北部暫定措置水域を除き、違反漁船に直接注意を喚起できるようになった。前掲「日中漁業問題」229, 230ページ。
- 32) 暫定措置水域における第三国に対する執行権は、協定には規定していない。重複して管轄権を行使する、中間線まで管轄権を行使する、両国とも管轄権を行使しない、の3通りが考えられるが、日韓、韓中は重複行使、日中は中間線までの行使をしているようである。前掲「日韓漁業問題」219~221ページ。韓国漁船が日中の暫定措置水域（韓国の管轄権がある水域を除く）に入漁する場合、暫定措置水域に仮の境界線を引き、どちらか一方から許可を得る方式を韓中水産当局で協議したという。前掲『韓中漁業協定に関する研究』86~93ページ。
- 33) 前掲『2004年 中国漁業年鑑』（楊軼訳）57ページ。
- 34) 国際的な資源の共同管理、地域漁業機関の設立を提言する研究者は多い。例えば、Tang Jian and Huang Shoulin : Studies on the joint conservation and exploitation of the fisheries resources in the East China Sea and the Yellow Sea. J. of Shanghai Fisheries Univ., Vol.12, suppl., Dec.2003, pp.33-59.

